

令和7年北アルプス広域連合議会5月定例会会議録

令和7年5月21日

開会 午前10時00分

○議長（二條孝夫君） おはようございます。

ただいまから令和7年北アルプス広域連合議会5月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 報告いたします。

連合長、副連合長、会計管理者及び所定の職員は全員出席をしております。

以上でございます。

日程第1 議席の指定

○議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

まず、議員の新たな選任及び辞職について報告をいたします。

お手元に名簿を配付しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、広域連合議会2月定例会以降、4月に白馬村では、議会議員の改選がなされ、広域連合の議員として、太田伸子議員、丸山和之議員、切久保達也議員が選出されました。

5月には、大町市及び池田町で、議会の申し合わせ任期により、太田昭司議員、中村直人議員、中牧盛登議員、和澤忠志議員、大出美晴議員の5名から辞職願が提出され、新たに、西澤和保議員、山本みゆき議員、小澤悟議員、薄井孝彦議員、服部久子議員が選出されました。

以上で広域連合議会会議規則により報告をいたします。

新たに当広域連合の議会議員に選出されました、議員各位を含め、議員の仮議席につきましては、ただいま、各自ご着席の議席を指定いたします。

この際お諮りいたします。

議員の皆さんと理事者等の紹介は、お手元に配付してあります名簿により紹介に代えさせていただきますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって議員の皆さんと、理事者等の紹介は名簿のとおりといたします。

日程第2 広域連合長挨拶

○議長（二條孝夫君） 次に日程第2「広域連合長の挨拶」を受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。

新緑が目映え、さわやかな風薫る季節を迎えました。本日、ここに令和7年北アルプス広域連合議会5月定例会が開会されるに当たり、一言御あいさつを申し上げます。

議員各位には、何かと御多用の中にもかかわらず御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、白馬村におかれましては、議会議員選挙が行われました。当選の榮譽を受けられました皆様に対しまして、心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございます。

また、今般、任期の申し合わせにより交替がありました大町市及び池田町議会を含め、各議会において行われました議会構成により、新たに13人の方々が広域連合議会議員に選出されました。議員各位におかれましては、当圏域の振興発展のため、御尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々の御活躍を御祈念申し上げます。

はじめに、先月18日に発生いたしました、長野県北部を震源とする地震では、大町市で震度5弱、池田町、松川村では震度4を観測し、幸い人的な被害は報告されておきませんが、道路脇の石積みの崩壊や住宅の屋根瓦が落下するなどの被害が発生しましたほか、国の重要文化財、八坂覚音寺の千手観音立像の脇侍、持国天立像が損傷しました。被害に遭われた方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、今後も余震等に注意を払い、被災状況に応じ必要な支援に努めてまいります。

さて、内閣府が今月9日に発表しました、3月の景気動向指数の速報によりますと、経済情勢につきましては、景気動向を捉える一致指数は、前月と比較して1.3ポイント下降し、116.0と4か月ぶりのマイナスとなったものの、基調判断は、下げ止まりを示している、としました。

また、先月18日に発表された4月の月例経済報告では、景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられるとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が、緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による、景気の下振れリスクが高まっていることに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて、個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、金融資本市場の変動等の影響にいつそう注意する必要がある、としております。

県内では、日本銀行松本支店が先月発表した金融経済動向では、本県経済は、持ち直している、としております。

雇用状況につきましては、長野労働局が先月発表した3月の県内雇用情勢では、堅調に推移しているとし、このうち、当圏域の有効求人倍率は1.26倍となり、前年同月比を0.14ポイント下回りましたが、令和3年7月以降、連続して1倍を上回る状況が続いております。

また、長野経済研究所が先月30日にまとめた、昨年度の県内主要スキー場利用動向調査の速報によりますと、大北地域の利用者数は前年度と比較し10.0パーセントの増となり、前年度に続き二桁の増加となりました。昨年度は、例年と比較し早期に積雪があり、シーズンを通じて十分な積雪に恵まれたことから、国内の利用者とともに、アジア圏をはじめオーストラリアや欧米など、海外からの利用者也増加し、インバウンド需要も堅調に推移しております。

当地域も本格的なグリーンシーズンを迎え、様々なイベントの実施などにより、裾野の広い観光産業を中心とする、今後の地域経済と雇用の改善に期待するところであります。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、広域計画につきまして、本年度は、令和11年度までを計画期間とする第6次計画のスタートの年に当たります。

現在、北アルプス圏域を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢社会の急速な進展による生産年齢人口の減少に加え、各市町村の厳しい財政状況の中、社会保障に要する費用や業務の増大等に伴い、単独の市町村で多様な住民ニーズに応えるのは困難な状況となっております。このような中、それぞれの行政資源を効率良く効果的に活用し、地域住民のニーズに応えていくため、引き続き、関係5市町村が連携して広域的な課題に的確に対応していくことが求められております。

第6次計画では、「雄大な北アルプスと共に やさしさと活気あふれる ゆたかな地域」を将来像に掲げ、広域連合と5市町村が、ともに進むべき方向性を改めて整理することにより、住民福祉の更なる向上を目指し策定いたしました。今後、計画に定めました方針や施策に基づき、広域連合と5市町村が密接に連携し、北アルプス地域の一体的な発展に力を尽してまいります。

次に、広域葬祭場の運営について申し上げます。

昨年度の運営状況につきましては、人体708体、動物393体の火葬を行っており、指定管理者の円滑な管理運営の下、利用者からの要望等にも適切な対応が図られております。

今後も引き続き、指定管理者との連携により、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、厳粛な中にも穏やかな雰囲気を保ち、故人を偲び、送るにふさわしい施設の運営に努めてまいります。

次に、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

大町市グリーンパーク第3期工事関係につきましては、昨年度に生活環境影響調査及び基本設計を実施し、先月15日には、実施設計業務に係る委託契約を締結いたしました。今後は、本年度内の工事の着手に向け、所要の事務を進めてまいります。

なお、大町市グリーンパーク第3期工事にかかる生活環境影響調査の結果等につきましては、本定例会終了後の議会全員協議会におきまして、御説明申し上げることとしております。

北アルプスエコパークにつきましては、長期包括運営管理業務契約に基づき、荏原・テスコ特定業務委託共同企業体による施設の運転管理を行っており、費用の平準化と経費削減を図りながら、安全で安定した施設の運転管理に努めております。

昨年度の1日当たりの可燃ごみ搬入量は31.0トンで、前年度と比べ1.2パーセントの増、1日当たりの焼却量は32.1トンとなり、焼却日数は336日で、焼却率は103.0パーセントとなっております。また、昨年度の排ガス等の測定結果につきましては、各項目ともに基準値及び自主規制値を下回る状況となっており、この結果につきまして地元自治会に御報告するとともに、広域連合のホームページで随時公表しております。

ペットボトルの水平リサイクルの取組みは3年が経過し、昨年度のペットボトルの搬出量は55.4トンで、前年度に比べ2.6パーセントの増となり、資源の水平循環の推進に努めているところであります。

分別収集につきましては、本年度当初から、従来の容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの回収が関係3市村で始まっており、特に大きな混乱もなく順調に取組みが進んでおります。

また、先月、白馬村にオープンしました白馬リサイクルプラザにおきましては、リユース品を自由に持ち帰ることができる「リユースひろば」を館内に常設しております。利用状況

は、3月中旬から先月末までに、住民の皆様から約2,000点のリユース品が持ち込まれ、開設からの1か月間に103人、1日当たり4.9人の方が利用されており、住民のリデュース、リユース、リサイクルに対する関心の高さを示す状況となっております。

今後も引き続き、3市村との連携を密にし、ごみの減量化や分別収集、リサイクルをいっそう進め、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んでまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

本年度、広域消防本部では、6名の職員を採用し、このうち5名は、先月から10月までの半年間、県消防学校初任科に入校し、消防職員としての基礎的な知識、技術の習得に励んでおります。また、既に消防職員としての経験を有する1名につきましては、北部消防署に配属し、地域住民の信頼に応えるよう、日々業務に励んでおります。

火災の状況につきましては、本年1月から先月末までに15件発生し、前年同期と比較し5件の増となっております。このうち7件は建物火災で、白馬村において死者1人、負傷者1人が発生しております。今後も引き続き、市町村と連携を密にし、火災予防に関する広報を積極的に展開し、注意喚起に努めてまいります。

救急業務の状況につきましては、先月末現在の出動件数は1,550件で、過去最多を記録した昨年同時期を更に209件上回るペースとなっております。この要因につきましては、10年に一度といわれる豪雪により、早い時期からの十分な積雪を背景とする外国人観光客の増加に加え、高齢者の救急搬送の増加によるものと考えられます。これらの傷病者に対しては、症状に応じて医療機関へ迅速に搬送を行うとともに、外国人には、スマートフォンなどの通訳ツールを活用するなど、適切な対応に努めております。

予防業務関係につきましては、令和2年度に施行された、消防用設備等重大違反対象物の公表制度に基づき、該当する消防用設備等が未設置の3件の対象施設に対し、重点的な指導を行うなど、違反事案の是正に取り組んでおります。今後も火災による被害の軽減を図るため、防火管理の強化と消防用設備等の適正な整備に向けて、啓発、指導に努めてまいります。

消防力の整備につきましては、本年3月に、通信指令室の高機能消防指令センター更新整備工事が完了いたしました。これまでの運用実績とIT技術の進展に伴うコスト環境の変化を踏まえ、機能の維持強化とともにライフサイクルコストの低廉化を図り、迅速かつ的確な通報受理と出動指令に加え、効果的な部隊運用を実現いたしました。今後も様々な災害に備え、計画的な設備の維持、充実を図ってまいります。

また、本年度におきましては、施設整備計画に基づき、設置から10年を経過した消防救急デジタル無線回線制御装置の更新及び、配備から22年を経過しております、南部消防署の水槽付き消防ポンプ自動車更新に伴い、先月末にそれぞれ仮契約を締結しましたことから、本定例会に財産の取得にかかる議案を上程しております。

これから本格化する夏の観光シーズンを迎えるに当たり、地域住民及び観光客等の安全安心を守るため、いっそう消防及び救急体制の維持、向上に努めてまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

虹の家の運営につきましては、これまでの検討結果を踏まえ、健全な経営を目指して昨年10月に入所定員の規模縮小を行いました。

施設の利用状況につきましては、ベッド数を減床しましたことから、単純比較が困難なため、平均稼働率で比較しますと、令和5年度の入所利用率は92.8%だったのに対し、昨年度は94.7%と1.9ポイントの増加となりました。また、昨年度の通所リハビリの利

用者数は5, 012名で、前年度を195名上回る結果となり、コロナ禍以後、低調な利用状況が続いておりましたが、多くの方に利用いただき、大きく回復する結果となりました。

なお、先月18日の長野県北部の地震発生時には、入所者に多少の動揺が見られましたが人的被害は確認されず、また、給湯や暖房用のボイラー及びエレベーターが緊急停止したものの、専門業者により早期に復旧し、入所者への影響を最小限に抑えることができました。

昨今の感染症対策だけに止まらず、自然災害にも適切に対応できますよう、引き続き、安全な施設の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

先月の地震におきましては、当圏域内の介護保険サービス事業所に大きな被害は確認されておらず、安堵するところではありますが、各事業所では、自然災害等が発生した場合を想定し、介護サービスの安定的かつ継続的な提供が可能となるよう、業務継続計画、BCPを策定しております。災害発生時には、この計画に基づき適切に対応することにより、利用者や職員の安全確保とサービスの継続的な運営に努めております。今後も、各事業所の実情に沿ったBCPの着実な運用と、継続的な見直しが重要となりますことから、引き続き、県と連携して各事業所への周知啓発を図ってまいります。

介護保険制度につきましては、4月から介護保険料の段階区分の判定基準額が改正されるとともに、8月からは、高額介護サービス費算定における所得区分及び、施設利用時の食費と居住費の自己負担限度額の判定基準額が一部改正されました。これは、現行制度における判定基準要件の一つである年金収入額について、昨年度、物価スライドにより年金の満額支給額が改定されたことに伴い、国民年金のみを受給されている方の負担増とならないよう、基準額を80万円から80万9千円へと引き上げるものであります。この改正内容につきましては、対象となる方へ個別に御案内を送付するとともに、介護保険の広報紙「井戸端かいご」にも掲載し、周知に努めてまいります。

第9期介護保険事業計画は、本年度が計画期間の中間年となりますことから、引き続き「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた施策を展開するとともに、次期の「第10期介護保険事業計画」の策定に向け、本年度に実施する高齢者等実態調査に向けて、関係市町村とともに所要の準備を進めてまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘の入所者は、措置入所者は減少傾向にありますものの、短期入所者は増加しており、今月1日現在、措置入所者43人の方と、短期入所者12人の方に御利用いただき、合わせて55人となっており、居室利用率は98.2パーセントで、ほぼ満室状態となっております。また、ひだまりの家では、入所定員の9人の方に御利用いただいております。

一方、職員体制につきましては、看護職員や支援員を募集しておりますものの応募が少なく、両施設とも欠員が生じており、このため、鹿島荘では一旦退職された方に再度声がけし、短時間パートとして勤務いただくなど、人材の確保に努めております。

今後も、ハローワーク等関係機関と連携し、職員体制の充実を図るとともに、利用者が安心して安全に日常生活を営むことができますよう、安定した施設の運営に力を尽してまいります。

以上、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

引き続き、圏域住民の皆様が、安心して安全に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、構成市町村と緊密に連携を図り、広域行政の推進と圏域の振興、発展に力を尽して取り組んでまいります。

本定例会で御審議いただきます案件は、報告案件4件、人事案件1件及び事件案件2件の合計7件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（二條孝夫君）ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

追加日程 議長の辞職の件

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで私の都合により、議長を宮澤副議長と交代します。

よろしくお願いします。

○副議長（宮澤正廣君）それでは、私、宮澤が議長の職を務めさせていただきます。

先ほど二條議長より、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

北アルプス広域連合議会会議規則第82条第2項の規定に基づき、議長辞職の件を日程に追加したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

本件につきましては、二條孝夫議員の一身上に関する案件でありますので、二條孝夫議員の退席を求めることといたします。

〔議長（二條孝夫君）退席〕

それでは、議会事務局長に二條孝夫議員の議長辞職願を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 朗読いたします。

辞職願、このたび一身上の都合により、北アルプス広域連合議会議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び、北アルプス広域連合議会会議規則第83条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和7年5月21日北アルプス広域連合議会議長、二條孝夫。北アルプス広域連合議会副議長宮澤正廣様あて、以上でございます。

○副議長（宮澤正廣君） お諮りいたします。

二條孝夫議員の議長辞職を許可することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、二條孝夫議員の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで、二條孝夫議員の退席を解きます。

〔議長（二條孝夫君）着席〕

ここで、私から二條孝夫議員に申し上げます。

ただいま、議長辞職の件は許可することに決定をいたしました。

ここで、議会全員協議会開催のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

追加日程 議長の選挙

○副議長（宮澤正廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、議長が欠員となっておりますので、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法につきましては、指名推選にすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、傳刀健議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました傳刀健議員を、議長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました傳刀健議員が議長に当選されました。

議長に当選されました傳刀健議員に、本席から議長当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました傳刀健議員の挨拶を受けることといたします。

傳刀健議員。

〔議長（傳刀健君）登壇〕

○議長（傳刀健君） ただいま議長に就任させていただきました傳刀健でございます。

議長就任にあたり、御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私が議員各位の御推挙によりまして、議長の要職にご選任賜り、心から感謝を申し上げます。

私自身、身に余る光栄であり、その責任の重さを痛感している次第であります。北アルプス広域連合議会の円滑な運営のため、誠心誠意努めますとともに、議会のさらなる活性化を目指し、議長として全力を尽くしてまいる所存であります。

近年、急激に進む少子高齢社会や人口減少など課題は山積しており、構成市町村を取り巻く環境は依然として厳しい状況であります。それぞれの優れた特徴、地域特性を活かしながら、安心して暮らせるまちづくりを目指し、5市町村が連携し、課題解決に向け、共に努

力してまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ、理事者並びに職員の皆様の温かい御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではありますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長（宮澤正廣君） 議長が決定をしましたので、議長を交代いたします。

日程第3 議席の指定

○議長（傳刀健君） それではこれより、私、傳刀が議事を進めてまいります。

日程第3「議席の指定」を行います。

お諮りいたします。

ただいまの議長選挙により指定しております議席のうち、1番二條孝夫議員と私、傳刀の議席を入れ替え、他の議員の皆様の議席の指定につきましては、ただいま、各自ご着席の仮議席を議席とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時46分

追加日程 副議長の辞職の件

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、宮澤副議長より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

北アルプス広域連合議会会議規則第84条第2項に基づき、副議長辞職の件を日程に追加したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本件につきましては、宮澤正廣議員の一身上に関する案件でありますので、宮澤正廣議員の退席を求めることといたします。

〔副議長（宮澤正廣君）退席〕

それでは、事務局長に宮澤正廣議員の副議長辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 朗読いたします。

辞職願、このたび、一身上の都合により、北アルプス広域連合議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び、北アルプス広域連合議会会議規則第83条の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和7年5月21日北アルプス広域連合議会副議長、宮澤正廣。北アルプス広域連合議会議長傳刀健様あて、以上でございます。

○議長（傳刀健君） お諮りいたします。

宮澤正廣議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、宮澤正廣議員の副議長辞職を許可することに決しました。ここで、宮澤正廣議員の退席を解きます。

〔副議長（宮澤正廣君）着席〕

ここで私から宮澤正廣議員に申し上げます。

ただいま、副議長辞職の件は許可することに決しました。

ここで、議会全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時53分

追加日程 副議長の選挙

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、副議長が欠員となっておりますので、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法につきましては、指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、横澤はま議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、横澤はま議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、横澤はま議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました、横澤はま議員に本席から副議長当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました、横澤はま議員の挨拶を受けることといたします。

横澤はま議員。

〔副議長（横澤はま君）登壇〕

○副議長（横澤はま君） ただいま副議長就任ということで、一言御挨拶を申し上げます。

この度は、議員の皆様から御推挙いただきまして、北アルプス広域連合議会の副議長の栄職に就かせていただくこととなり、私自身にとりましてこの上ない荣誉でありますとともに、その責任の重さを痛感する次第であります。

傳刀議長の下、微力ではありますが議長を補佐し円滑な議会運営のため、副議長の職務を精一杯務めさせていただきます。

終わりに、議員各位、理事者並びに職員の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（傳刀健君） 次に日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、広域連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、2番、山本みゆき議員、3番、二條孝夫議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（傳刀健君） 次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

会期は会議規則第4条の規定により、会期の初めに議会の議決で定めることとされております。通常の場合は、事前に議会運営委員会を開催願い、審議の後、その結果を本会議に諮って決定しておりますが、この度は、そのような方法がとれません。よってこれより決定したいと思います。

お諮りいたします。

本5月定例会の日程案は、お手元に配付の日程表のとおりであります。付議されました案件の内容を検討の上、本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、議会全員協議会開催のため暫時休憩とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（傳刀健君） それでは、会議に入る前ではありますが、本日大変暑い陽気となっておりますので、上着とネクタイの非着用は申し合わせにより許されておりますので、各自において対応いただきますようお願いいたします。

日程第6 常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6「常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任」についてを議題といたします。

常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の所属は、広域連合議会委員会条例、第6条の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

したがいまして、これより所属案を事務局長に発表いたします。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 発表いたします。

お手元に配付してあります委員会名簿をあわせてご覧ください。

初めに、総務常任委員会は、1番、傳刀健議員、3番、二條孝夫議員、4番、西澤和保議員、6番、小澤悟議員、9番、臼井孝彦議員、12番、平林泉議員、13番、宮崎昭利議員、15番、丸山和之議員、17番、宮澤正廣議員、以上の9名であります。

続いて、福祉常任委員会委員でございますが、2番、山本みゆき議員、5番、栗林陽一議員、7番、大和幸久議員、8番、横澤はま議員、10番、服部久子議員、11番、大和田耕一議員、14番、太田伸子議員、16番、切久保達也議員、18番、柴田友造議員、以上の9名であります。

次に、議会運営委員会委員でございますが、2番、山本みゆき議員、8番、横澤はま議員、11番、大和田耕一議員、14番、太田伸子議員、17番、宮澤正廣議員、以上の5名であります。

続いて、ごみ処理特別委員会委員でございますが、1番、傳刀健議員、2番、山本みゆき議員、3番、二條孝夫議員、4番、西澤和保議員、5番、栗林陽一議員、6番、小澤悟議員、7番、大和幸久議員、14番、太田伸子議員、15番、丸山和之議員、16番、切久保達也議員、17番、宮澤正廣議員、18番、柴田友造議員、以上の12名であります。

所属案については、以上、報告の通りでございます。

○議長（傳刀健君） 各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属案は、ただいま事務局長が発表した通りであります。

お諮りいたします。

発表のとおり、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の指名をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員は発表のとおり決定いたしました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時50分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の開催結果を事務局長に報告いたします。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 先ほど開かれました、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の開催結果について報告いたします。

初めに、総務常任委員会の委員長には、17番、宮澤正廣議員、同じく副委員長には、6番、小澤悟議員がそれぞれ互選をされております。

次に、福祉常任委員会の委員長には、14番、太田伸子議員、同じく副委員長には、5番、栗林陽一議員がそれぞれ互選をされております。

次に、議会運営委員会の委員長には、11番、大和田耕一議員、同じく副委員長には、2番、山本みゆき議員がそれぞれ互選をされております。

最後に、ごみ処理特別委員会の委員長には、2番、山本みゆき議員、同じく副委員長には、15番、丸山和之議員がそれぞれ互選をされております。

報告は以上でございます。

○議長（傳刀健君） ただいま報告のとおり、各常任委員会並びに議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ここで、議会運営委員長から発言を求められておりますので、発言を許可することといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（大和田耕一君）登壇〕

○議会運営委員長（大和田耕一君） 松川村議会選出の大和田耕一でございます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会におきまして、委員長に御推挙をいただきましたので、よろしくお願いをいたします。議員各位におかれましては、今後の円滑な議会運営に御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは議会運営委員会における審議の概要について報告いたします。本定例会に付議されております、各議案につきましては、委員会に付託せず、本会議で審議の上、採決することといたします。

一般質問につきましては、3名の議員から通告書が提出されております。

また、本会議終了後、全員協議会の開催を予定しております。議会運営委員会では、これを了承しております。

審議の概要は以上であります。よろしくご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（傳刀健君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会における各議案の委員会付託は省略し、本会議において採択することに決定いたしました。

ここで昼食のため、13時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7「議案の上程、説明、質疑、討論、採択」を行います。

初めに、報告第5号を議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました報告第5号、専第5号「令和6年度北アールプス広域連合一般会計補正予算（第6）号」につきまして、地方自治法第179条第1項

に基づき、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、923万8千円を追加し、総額を25億4,466万4千円とするものでございます。今回の補正は、事業の確定と計数整理が主な内容でございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1市町村負担金411万2千円の減は、葬祭場管理運営費の確定によるものでございます。

款2項目1消防手数料35万円の増は、危険物施設許可申請手数料などの実績によるもの。

目2衛生手数料1,200万円の増は、ごみ焼却手数料等の実績によるものでございます。

款8項1目1雑入100万円の増は、節4衛生費雑入における、資源物売り払い収入の実績によるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2項1目3情報化推進費272万5千円の減は、節12委託料は、住基ネットシステムにおけるセキュリティパッチ適用等の改修業務委託の実績によるもの。

節13使用料及び賃借料は、戸籍情報システムの改修に伴い、広域連合で管理するサーバーと市町村の戸籍端末を連携するための、運用ソフト使用料が削減されたことによるもの。

節18負担金補助及び交付金は、業務システムサーバーを設置している大町市総合情報センターに支払う電気料等のハウジング負担金の請求実績によるものでございます。

款3項1目3低所得者保険料軽減事業費18万3千円の減は、事業実績の確定により、介護保険事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

款4項1目1、葬祭場費411万1千円の減は、節14工事請負費では、火葬炉修繕工事の実績によるもの。

目3廃棄物処理費1,200万円の減は、節10需用費で、北アルプスエコパークの光熱水費及び施設修繕料の実績によるもの。

節12委託料は、不燃物処理業務委託等の事業実績によるもの。

目4リサイクル推進費200万円の減は、節12委託料では、白馬リサイクルセンターにおける資源物受入業務委託等の事業実績によるものでございます。

款5項1目1常備消防費154万円の減は、節8旅費及び節18負担金補助及び交付金は、職員の退職に伴い県消防学校入校にかかる費用を減額するもの。

節12委託料は、高機能指令システム保守業務委託等の契約差金によるものでございます。

款9予備費、3,179万7千円の増は、歳入歳出の調整によるものでございます。12ページは、今回の補正に伴う市町村負担金一覧表でございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 3点ほど質問します。

1点目は歳入ですが、衛生手数料1,200万円の増額及び衛生費雑入100万円の増額の理由を具体的に説明ください。

2点目は、衛生費の葬祭費の工事請負費411万1千円の減額について説明をいただきたいと思います。火葬炉機種、修繕工事の予算の計上方法、設計書の積算方法、契約方法について説明いただきたいと思います。

3点目は廃棄物処理費の、光熱水費700万円減額の理由について、具体的に説明をお願いします。

○議長（傳刀健君） 総務係長。

○総務係長（太田武寿君） まず、葬祭場の工事請負費の減額補正に関する質問にお答えいたします。

工事請負費の減額補正につきましては、当初予算に計上していました修繕工事のうち火葬炉のほか、レンガ等の全面積み替え工事を実施しなかったことが主な理由でございます。

広域葬祭場の修繕工事につきましては、定期的な施設点検に基づきまして、中長期的な修繕計画を作成しまして、これを踏まえて予算計上をしているところでございます。

炉の耐火レンガ等の全面積み替え工事につきましては、通常10年を目安に交換修繕を実施する計画としておりまして、令和6年度につきましては平成25年度に前回修繕をしてから、10年経過しておりまして、当初予算に計上したところです。

しかし、年度中に改めて炉の点検を実施しまして、劣化状況等を詳細に確認した結果、全部積み替えを行わずに一部の補修を行うことで、安全な運転に支障がないという判断をいたしまして、一部の補修にとどめた修繕工事とさせていただいたところです。

また、契約方法につきましては、今回契約している事業者は、炉の設計それから製作、設置をしておりまして、設備全般について特許を保有しております。同等の機能、性能を有する製品、施工の提供は他の事業者では難しいことから、地方自治法の第167条の2の第1項第2号に該当するとしまして、随意契約をしておるところでございます。

説明以上でございます。

○議長（傳刀健君） エコパーク管理係長。

○エコパーク管理係長（佐藤聡君） ご質問のうち、私からは、1点目及び3点目のご質問に順次お答えいたします。

まず、衛生手数料1,200万円の増のうち、収入証紙販売代金500万円が増となった要因につきましては、インバウンド関連による可燃ごみの増加に加えまして、令和7年4月から、ゴミ袋の販売価格が値上げとなることをお知らせいたしましたところ、3月の駆け込み需要によりまして、販売量が前年同月比で67.5パーセント増加したことによるものでございます。

また、ゴミ焼却手数料700万円の増でございますけれども、令和6年度当初予算編成時におきまして、コロナ禍の可燃ごみの減少傾向を反映し、過少に積算していたことに加えまして、好調なインバウンド関連によると思われますエコパークへの直接持ち込みの事業系可燃ごみが、前年度比約9.7パーセント増加していることが要因でございます。

次に、衛生費雑入100万円の増についてでございますが、資源物売り払い収入で、ペットボトルの売却単価が1キロ当たり約57円から62円に増額されたことに加えまして、ペットボトルの回収量が前年度比13.5パーセント増となり、売却量が増えたことから売り払い収入が増えたということでございます。

次に、光熱費700万円の減についてでございますが、こちら電気料金の削減によるものでございます。焼却炉を停止いたしまして、点検、修理等を行い、再度、焼却炉を立ち上げる際には、大変大きな電氣量が必要となるところでございますが、エコパークの長期包括運営管理業務を委託しております。荏原・テストJVにおきまして、令和5年度から電氣主任技術者を雇用いたしまして、電氣の使用状況を監視しながら、焼却炉の運転調整を行うことによりまして、デマンド値、最大需要電力というものでございますが、デマンド値の抑制を図ったものでございます。

基本料金は当月と過去11か月分の最大デマンド値を基にいたしまして、決まるものでございますが、令和6年度におきましては、この基本料金算定の基となりますデマンド値が抑えられたことによりまして、電氣料金の削減を図ることができたということでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 火葬場の工事費が減、見込みよりも劣化が進んでなかったという説明がありました。これは特許を持っていたり、それから修繕等も同一業者の随契になるわけですが、こういう理由があっても、やはり他の業者との比較というのは、行政当局としては一定程度行って、本当に随契の見積もり単価が正確なのかどうか。こういう検証はするべきだと思いますけども、そのような点については、どのようなことをお考えか説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 総務係長。

○総務係長（太田武寿君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、確かに他の業者と比較をしてというようなことございませませんが、やはり製品、それから施工についても、どうしても特定されてしまうということもございまして、随意契約を行っているところですが、点検等を毎年行っておりまして、この内容を、事業主と私どもと双方で確認し、毎回修繕が必要かどうか、適切に判断しながら、修繕を行っているところでございます。今回の減額についても、そういったことの判断から、補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を報告どおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第5号、「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第6号）」は、報告どおり承認されました。

次に、報告第6号を議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました。報告第6号、専第6号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第5号）」につきまして、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から56万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、2億7,677万9千円とするものでございます。今回の補正は歳入につきましては、施設利用者の確定に伴うもの。歳出につきましては、燃料費及び賄材料費の価格上昇に伴うものと、施設利用者の増減及び病院職員の人件費確定に伴う施設運営委託料等の補正を行うものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1入所療養介護費収入65万3千円の減は、利用者の減により減額するものでございます。款1項2目1短期入所療養介護費収入11万2千円の減は、要支援認定の方の短期入所利用がなかったことにより減額するものでございます。款1項2目2通所リハビリテーション費収入40万7千円の減は、利用者減によるものでございます。款1項3目1施設利用料収入49万3千円の増は、窓口収入の実績により増額するものでございます。款1項4目1特定入所者介護サービス費収入17万5千円の減は、対象者の減少によるものでございます。款3項1目1雑入30万8千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る市町村からの委託料収入及び個人負担額が増えたことにより増額するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1節3職員手当等、節4共済費につきましては、給与費の確定に伴う減額でございます。節10需用費では、消耗品費は衛生用品等の購入実績により21万円を減額するもの。燃料費は、使用料は当初見込みより減ったものの、燃料単価の上昇により84万5千円の増額。修繕料16万1千円の増は、一般浴槽の床タイルの大規模な剥がれを修繕するもの。賄材料費では、米などの食材単価上昇により51万4千円を増額するものでございます。節12委託料36万3千円の増は、施設運営管理業務委託料では、看護師の扶養手当及び児童手当、期末勤勉手当の増、リハビリ職の人事異動に伴う人件費の増、会計年度任用職員に係る賞与分の増による他、給食調理業務委託料及び感染性廃棄物処理委託料などを減額した結果によるものでございます。節13使用料及び賃借料節18負担金補助及び交付金は、施設の規模縮小に伴う実績により減額するものでございます。節17備品購入費は、令和6年度でのエアマットの更新を見送りましたことから6万9千円を減額するものでございます。款2予備費50万4千円の減は、歳入歳出の調整によるものでございます。

14ページ、15ページは、給与費明細書でございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本件についてご質疑ありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 4点ほど質問します。

1点目は歳出の施設運営業務委託料36万3千円の増額が計上されていますけども、これは年額で総額幾らとなるのか、また、その額は歳出予算全体の何パーセントに当たるのか説明ください。

2点目ですが、職員手当等の人件費を減額していますが、施設におけるマンパワーは、現状で充足しているかどうか伺います。

3点目ですけれども、介護療養費収入85万8千円の減額を計上し、総額を2億5,655万7千円としています。この額は、歳出、介護老人保健施設事業費の93.5パーセントとなり、あと6.5パーセントの財源を確保すれば持続可能となるのではないかと考えますが、この点についての見解を伺います。また、入所定員を最小限にして、以前にも提案した北部地域でのサテライト通所リハビリテーションの設置が可能かどうか検討も含めてお聞きしたいと思います。

4点目ですけれども、本年5月定例会向けに開かれた正副連合長会議では、アンケートの実施も承認されています。このアンケートの実施の目的、対象はどんなものが対象になるのか等、概要を説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） ご質問に順次お答えいたします。

1つ目の質問でございます。まず36万3千円の増額でございますが、委託料全体の増額補正ということになります。先ほどの提案説明にもございましたが、施設管理運営委託料については、人件費に係る各種手当等の増額、給食調理業務ですとか、感染症廃棄物の処理委託料の減額など、積算の結果によるものとなります。

令和6年度の施設運営管理委託料の、年額、総額でございますけれども、1億2,157万5千108円ございました。歳出予算総額に占める割合は44.3パーセントとなっております。

2つ目の質問でございます、施設のマンパワーの充足ということでございます。人件費の減額につきましては、配置人員の細かな部分の積算の差異によるものでございます。現場におきまして、業務の内容や手順の見直し等の検討を行い、10月1日から42床へ転換しましたが、ほぼ四半世紀業務を行ってまいりまして、簡単に変更することが容易ではなかったということがございました。ですので、法的には配置基準上は足りているということになっても、実際、業務的に不足するというような事態が一時ありましたが、現場職員が業務改善等を検討しまして、業務における配置人員の変更ですとか、シフトの見直しなどによりまして、今も改善の余地は少し残しつつも、利用者の安全と職員のライフワークバランスを確保する環境となっております。

それから3つ目でございます。93.5パーセントという部分でございますけれども、この中には、市町村負担金の1,714万4千円も一部財源として含んでいる数値となります。正副連合長会議等において、協議で赤字補填のための市町村負担金の継続的な支出は困難としておりますので継続は難しいと考えるところでございます。入所定員は、現在の42床が最も赤字幅が少ないということで、試算をし規模縮小をしておりますし、サテライト通所リハビリステーションにつきましては、現在の設置運営状況からですと、サテライトが認められているサービスに、通所リハビリがないということもあります。制度上からも、難しいと考えているところでございます。

それから4つ目でございます。現在行っている民間法人等への意向調査につきまして、その目的でございます。以前より、老人保健施設も含めまして、広域所管の3施設につきまして、運営の方針を総合的に検討していきたいということとしておりますが、地域の介護基盤の安定ですとか、高齢者福祉サービスの向上、また、持続的な高齢者福祉施設の運営のあり方について、幅広く、検討が必要であると考えました。その上で検討材料として所管3施設

のうち、介護保険事業であります介護老人保健施設と、認知症グループホームについて、運営を移管するとした場合に関心があるのかどうか。また、ある場合はこういった心配があるか。関心がない場合は、その理由等について記載いただく、調査を実施しております。調査方法としましては、依頼文章と施設の概要、アンケート用紙を郵送いたしました。回答方法としまして、FAXもしくは依頼文書に掲載されているQRコードから、アンケートフォームによって回答いただくという方法をとっております。調査先としましては、県内の社会福祉法人ですとか、医療法人等で101法人に対しまして、郵送をさせていただきました。関心があるとご回答いただいた法人に対しましては、速やかに連絡をとらせていただきまして、情報交換をする中で、地域における運営継続の可能性について探ってまいりたいと考えているところでございます。

回答期限後は速やかに結果をまとめ、正副連合長会議、副市町村長会議に報告をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 最後の説明のところで虹の家とひだまりの家についてアンケート調査をして、いろいろ方策を探っていきたいという説明がありました。今後もアンケート調査、もっと早めにやって、虹の家の閉鎖方針を打ち出す前にこういった調査をしながら、総合的にどうするのかって考えていく、これが本来のやり方ではないかと私は思いますけれども、この時期におよんで、アンケート調査というのは、遅きに失しているのではないかとこのことを受けとめるわけです。この虹の家等のアンケート調査することは、今後の事務への新たな展開方法、これも選択肢として含めながらのアンケート調査であるのかとか、その点を改めて伺いたいと思います。

それからサテライト型の通所リハビリテーションの関係ですけれども、現状認められてないということですが、やり方、実際には大分県大分市の老人保健施設、山桜花というところは、事業定員35人スタッフ19名、こういった形で運営をしておりまして、白馬・小谷の通所サービス基盤の充足のためにも、こういった通所リハビリテーションの展開、検討の余地が大いにあると思います。なおかつ、介護保険事業計画の登載や、事業実施場所としての空き施設の転用など、これを含めて検討し、調査をしていく必要があるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

1つ目のご質問に対してですが、繰り返しになってしまいますが、3施設総合的に運営方針を検討していきたいということで、広域連合においては、なかなか難しいという方向で今進んでおります中ですが、民間活力の活用ですとか、そういったことに関心のある法人がいらっしゃらないかどうかということで、介護基盤の安定、また、必要なサービスもあると外からの声もたくさんいただいているところでございます。

ご指摘のとおり、遅きところはあると思いますが、今から関心があるかどうか、意向があるかどうかについて調査をさせていただいて、正副連合長会議等で確認、報告させていただきながら、今後の方針に活かしていきたいと考えているところでございます。

それから2つ目でございます。小規模老健と通所リハにつきましては、これまでも大町病院との検討会の中でそういった案がありまして、そちらの方へ行けなかったという事情がございます。今のところだと本体が42床の介護老人保健施設ということで、ここから考え

ますと、サテライトということで別のところへ設けるのはなかなか難しいということですのでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 回答の中では、経過的な回答ということでありますけれども、最後に広域連合長に再度確認しておきたいのですが、老健等提案のものも含めまして再生の道は、本当にもうないと考えているのでしょうか、赤字分を市町村負担金で賄うということがある以上は閉鎖しかないという考えは今も変わってないかどうか、改めて、本当に1年後に閉鎖しかないという考えでいるのかどうか改めて伺いたいと思います。

○議長（傳刀健君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず選択肢として、これ以外の方法はないかという先ほどのご提案ですが、これは議案に対する質疑でありますので見解を詳しく述べることはまだ時期ではないと考えておりますが、令和8年度末をもって集約をしていくという考え方については、まず大きな変更があるわけではありません。

しかし、今回この虹の家の経営がここ1、2年で急激に悪化したというのは、公的な施設としての公務員給与を中心とした人件費、また、委託をしております大町病院においても同じ状況ですが、光熱費を中心とした極めて多くの分野の物価の高騰、こうした激変に他の圏域、県下全域の中で、こうした新しい事態にどのように対応しているかということについて、アンケートを取っている状況です。

まだ集約はこれからで、最終的な集約をするわけですが、そうした中に何か民間において良い知恵があるかどうか、経営の健全化に向けて聴取するのがまず1つの目的であります。そして、その中でもし仮に民間法人なら施設を運営できるというような、そんな知恵がありましたら、その知恵をしっかりと確認するというのも、今後、最終的な結論出すことに必要となる要素ではないかと考えるところでございます。

私の方から以上です。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、報告第6号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業会計補正予算（第5号）」は報告どおり承認されました。

次に、報告第7号を議題として説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました。報告第7号、専第7号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」について、地方自治法第17

9条第1項の規定に基づき、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8、796万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億4、739万4千円とするものでございます。今回の補正は、介護保険料の収入見込みによるもの。また、介護給付費の確定に伴う補正が主な内容でございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、第1号被保険者保険料195万4千円の増は、保険料の収納見込みによる増でございます。

款4国庫支出金、款5支払基金交付金、また、10ページ、11ページの款6県支出金につきましては、介護給付額及び地域支援事業費の確定等に伴う計数整理でございます。

款8項1目1、低所得者保険料軽減繰入金の減は、一般会計における国・県・市町村負担金の実績確定に伴う減、款8項2目1介護保険給付費準備基金繰入金は、介護給付費の確定等により減額するもの。款10項4目1第三者納付金10万円の減は、交通事故等に起因する第三者行為の該当がなかったことから減額するものでございます。

続いて12、13ページの歳出をご覧ください。

款1総務費では、項1目1一般管理費75万3千円の減は、節12委託料は、介護報酬の改定に伴うシステム改修業務委託の契約差金によるもの。項2徴収費、項3介護認定調査会費につきましては、歳出の補正額に記載はございませんが、歳入予算の補正に伴い財源に変更が生じるものでございます。項6目1特別対策事業費72万8千円の増は、低所得者が利用しますサービスに対する負担軽減額の実績見込みによるものでございます。款2保険給付費1億3、140万5千円の減は、保険給付費の確定に伴う減額でございます。介護保険給付費の減額の主な内容につきましては、目1居宅介護サービス給付費2、466万1千円の減、14ページ、15ページの子目3地域密着型介護サービス給付費の4、605万4千円の減、また、16ページ、17ページの子目5施設介護サービス給付費が3、042万7千円の減となっております。その他の給付費につきましても、それぞれ給付実績の確定による補正でございます。

少し飛びますが32ページ、33ページをご覧ください。

款3項1目1給付準備基金積立金93万2千円の減は、余剰となりました介護保険料について、基金に積み立てるもので、介護給付費の確定に伴うものでございます。款4地域支援事業費1、007万9千円の減は、それぞれ事業実績の確定によるものでございます。

36ページ、37ページをご覧ください。

款5項1目2諸支出金の償還金は、令和5年度のシステム改修等事業補助金を翌年度で精算するため、返還が必要となりました補助金分33万7千円を増額するものでございます。款6予備費5、414万円の増は、介護給付費等の確定に伴い、過大交付となりました国・県の負担金等に係る増額補正であり、令和7年度においてそれぞれ償還するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本件についてご質疑ありませんか。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） 12ページですけれども、保険給付費が1億3,000万円以上減額になってますが、普通に考えたら高齢化が進んでいますので、利用料が多くなって、給付費が伸びていくのではないかと予想したのですが、減額はどのような理由でしょうか。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） ご質問にお答えいたします。

令和5年度から比較しますと、給付費自体は伸びているということにはなってございますが、なぜ減額かというご質問でございますが、介護給付費1億3,140万5千円の減額につきましては、介護保険事業計画に対して、訪問介護に代表される訪問サービスにつきまして700万円ほど、また、施設サービスにつきまして2,000万円ほど計画より多くなっています。それに対しまして、デイサービス等の通所サービスですとか、短期入所サービスにつきましては、それぞれ3,000万円ほど減額になっています。また、地域密着型サービスにつきましても、7,000万円ほど計画より下回っているという実績になってございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 服部久子議員。

○10番（服部久子君） そうすると、前年に比べて利用者は減っていないということでしょうか。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年度の実績と比べますと、人数ですとか、あとは実際に要した費用、保険給付費にあたった費用については増加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点ほど質問します。

1点目は、保険給付費1億3,140万5千円が減額され、地域支援事業は1,007万9千円減額しています。これらの減額というのは、介護保険事業計画と比較して、どのような状況なのか説明いただきたいと思います。

2点目は39ページですが、令和5年度介護保険システム改修等補助金返還金33万7千円ですが、ここで補正をする理由を説明ください。令和6年11月の時点で補正ができたのではないかという指摘もありますけれども、これとあわせて説明ください。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） ご質問にお答えいたします。

若干、先ほどの質問と繰り返しになってしまうところがございます。

介護給付費の1億3,140万5千円の減額、これにつきましては、介護保険事業計画に対しまして、訪問サービスが700万円ほど、また、施設サービスが2,000万円ほど計画より多くなっていることに対して、通所サービスですとか、短期入所サービスは、それぞれ3,000万円ほど下回っています。また、地域密着型サービスにつきましては、7,000万円ほど計画より下回っているという実績でございます。また、地域支援事業費の1,007万9千円の減額について、訪問、又は通所型サービスですとか、一般介護予防事業において、300万円ほどが計画を上回っておりまして、介護予防ケアマネジメントにおきましては400万円ほど下回っているということでございます。

また、2月の定例会にて、第4号補正を経ておりますので、ただいま申し上げた事業計画との比較数値と、本第5号補正額とは一致しませんので、ご了承いただきたいと思います。

2つ目の質問にお答えいたします。この補助金につきましては、国の交付スケジュールにあわせておりまして、介護保険制度の改正に伴い、介護保険システムの改修に対し、対象経費の半額を国庫より補助いただくもので、令和5年度事業分として、令和6年2月に当初交付申請を行っております。当初、交付申請時には制度の改正の内容が固まっていなかったことから、概算内示に基づき当初交付決定を行い、補助金の交付を受けたという経過でございます。その後、制度、法の改正内容が確定いたしまして、システム改修を実施し、令和6年5月に実績報告を行い、国からの交付額の確定通知が令和7年の3月であったということから、現年度歳入からの還付ではなくて、出納整理期間中の過年度分として、歳出からの返還を行う必要があることから、今回の補正としたものでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

挙手多数であります。

よって、報告第7号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第5号）」は報告どおり承認されました。

次に報告第8号を議題として、説明を求めます。

○議長（傳刀健君） 事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） ただいま議題となりました。

報告第8号、専第8号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第5号）」について、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日付けで専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ1,062万5千円を追加し、総額を2億3,109万円とするものでございます。

今回の補正は、事業費の確定実績見込み等による係数整理が主な内容となっております。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目2鹿島荘事業負担金1,001万6千円の増は、保護措置費負担金は6月に事務費8月に生活費の措置費の単価改定が行われたことにより、421万7千円を増額するものの。

生活短期宿泊事業では、1日平均3.5人を見込んでおりましたが、1日平均6人と、利用者が増えたことにより、579万9千円を増額するものでございます。

款2サービス収入15万5千円の減は、利用者の入院などにより、項1目1ひだまりの家収入を10万円、目2ひだまりの家施設利用収入を5万5千円それぞれ減額するものでござ

います。款6項1目1、鹿島荘雑入72万4千円の増の主なものは、昨年8月に落雷被害により火災報知設備が故障したため修繕を行い、建物災害共済金の損害保険料66万5,500円が主な内容でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1管理費、節1報酬209万3千円の減は、不足する会計年度任用職員の支援員を募集しておりましたが応募がなく、下半期雇用できなかった2名分の報酬を減額するほか、職員手当等を実績に基づき減額するものでございます。節2給料195万8千円の減は、看護師の中途退職に伴い、欠員となった正規職員の看護師を募集しておりましたが、支援員と同様に応募がなく、下半期雇用できなかった分の給料を減額するものでございます。節3職員手当等99万2千円の減は実績により減額するものでございます。節12委託料は、短時間パート給食調理員の退職後、募集をしても応募がなかったことから、少ない人数で調理が行えるよう、調理業務の作業手順等を抜本的に見直し、業務の効率化を図ったことにより、シルバー人材センターへの調理補助業務委託の日数が減ったことにより減額するものが主なものです。款1項1目2生活費節10需用費527万4千円の減は、実績により減額するもので、主な理由は、消耗品費では職員の欠員により、計画した事業や行事を一部中止、規模を縮小したことによるもの。燃料費、光熱水費につきましては、経費の節減に努めましたほか、電気料については、国の電気料軽減補助が継続されたことや、燃料調整費が安くなったことなどから減額するものでございます。款1項2目1ひだまりの家管理費、節1報酬91万8千円の減は、鹿島荘同様に、会計年度任用職員の年度中途の退職後、職員募集に応募がなく、欠員となったことから減額するもの。節3職員手当36万3千円の減は実績によるもの。節10需用費126万6千円の減は、鹿島荘同様に、燃料費、光熱水費及び賄材料費の減でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款3予備費の増は、鹿島荘予備費2,327万7千円、ひだまりの家予備費239万円をそれぞれ増額し、歳入歳出を調整するものでございます。

14ページから17ページは給与費明細書でございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本件について、ご質疑ありませんか。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点伺いますが、人件費について退職の後に募集をしても、補充ができないというようなことで減額しているようですが、具体的には再募集でも応募しない具体的な理由をどのように分析しているのか。持続可能な人の雇用という点では、どのような方策を考えているのか説明ください。これ現状において、マンパワーの充足率というのは、どのぐらいになっているのか。これについて現状の維持、現状のままでは、どの程度継続できると見通しているのか。説明いただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 質問にお答えいたします。

不足する職員に対しまして、人材確保ということでございますが、実際のところ募集をしてもなかなか応募がないというところでございまして、私どもといたしましてもこの人材確保という部分について、喫緊の課題であるということは考えているところでございます。今後、具体的にはこれから事業については、介護福祉の仕事が選択肢の1つとしていただける

ような、情報発信ですとか魅力発信ですとか、そういった事業も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。その不足する支援員については、随時、これまでどおり募集をしていくというところでございます。鹿島荘につきましても、ひだまりにつきましても、同様に募集してまいりたいと考えております。

それから2つ目のマンパワーの充足につきましてです。現在のマンパワーの状況について申し上げますと、鹿島荘は支援員2名、看護師が1名の合計3名が不足しております。

ひだまりの家におきましても、パート介護員が退職されて1名不足しているという状況になっております。

このようなことから、職員全体で協力しながら業務を分担して対応しているというところが実情でございます。特に夜勤を担う職員を正規職員がメインですので、昼の各市町村からの入所の相談ですとか、入所者への対応等は、所長また事務職員一丸で対応させていただいているところでございます。所管3施設総合的に運営を検討していくということも含めまして、適切な人員確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） よろしいですか。

他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件を報告どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって報告第8号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第5号）」は報告どおり承認されました。

次に、議案第13号「監査委員の選任について」を議題とします。

本案は、二條孝夫議員の一身上に関する案件でありますので、二條孝夫議員の退席を求めることといたします。

〔3番（二條孝夫君）退席〕

それでは、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） ただいま議題となりました議案13号「監査委員の選任」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

選任いたしたい方の氏名は、二條孝夫氏でございます。住所並びに生年月日につきましては、記載のとおりでございます。また、略歴につきましては、お手元に資料をお配りいたしましたので、ご覧いただきたいと思います。と存じます。

二條孝夫氏は長年の議員経験を有し、大町市議会議長、副議長及び監査委員を歴任されました。この間、全国市議会議長会の産業経済委員会委員に就任されるとともに、当広域連合議会議長や監査委員もお務めいただきました。

地方自治や地方行政に明るく、人格高潔にして、高い見識を兼ね備えた適任者でございます。よってここにご提案申し上げますので、よろしくご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

二條孝夫議員の北アルプス広域連合監査委員の選任について、本案に同意する方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、二條孝夫議員の北アルプス広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

ここで、二條孝夫議員の退席を解きます。

〔3番（二條孝夫君）着席〕

ここで、二條孝夫議員に申し上げます。

ただいま、北アルプス広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

ここで、日程第7の途中でありますが、2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時15分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7の議事を継続します。

次に、議案第14号「財産の取得について」を議題として、提案理由の説明を求めます。

○議長（傳刀健君） 消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） ただいま議題となりました議案第14号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものであります。

お配りしてあります議案説明資料もあわせてご覧ください。

現在、南部消防署に配備の車両は、平成14年度に導入したものであり、22年が経過して、車両本体はもとより、装備の修理や部品調達に苦慮していましたことから、今回更新するものであります。取得物件は、水槽付消防ポンプ自動車1台であります。

この車両は、消防専用シャーシ、寒冷地仕様をベースとした「CD-I型」、キャビン後方に水槽を装備し、ポンプ性能は、A-2級のものを搭載してございます。現在の車両と同量の1,500リットルの水槽を装備しながら、ホイールベースを短くすることにより、火災の初期及び水利に不安な地域や道路幅の狭い場所でも、消火活動に威力を発揮する車両であります。

資料の2ページをご覧ください。

契約方法は、指名競争入札として24者を指名し、4月24日に入札を行ったところ、6者が応札いたしました。その結果、7,398万9,050円で、有限会社デンダと4月28日付で仮契約に至っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑ありませんか。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 2点ほど質問します。

1点目ですが、予定価格の設定というのはどのように、誰が実施したのか説明してください。

2点目です。議案説明資料にある指名業者24者は、どのような基準で選定したのか説明ください。また、自動車販売のほかに防災用品販売や警備会社も含まれていますが、水槽付消防ポンプ自動車が納入可能、又は応札能力があったのか、これについても説明をいただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） 予定価格の設定はどのように誰が行ったかの質問についてお答えいたします。

本件につきましては、まず担当課である南部署が、車両の仕様及び価格を調査、設定し、その後、契約担当である消防本部総務課が他の消防本部の直近の入札結果や契約状況を確認の上、予定価格調書を作成しております。

次に、指名業者24者の設定基準についての問いにご説明いたします。当広域連合の関係市町村における入札参加資格は消防車両を有する業者であることを要件としております。

最後に自動車販売以外の者の入札は可能であったかのご質問でございます。自動車販売業者以外による、水槽付消防ポンプ自動車の納入の可否についてでございますが、消防用の特殊車両に関しては、防災用品販売事業者が、消防車等特殊車両の代理店となっている事例が多数あることから、対応可能な車種に関する個別の聞き取り調査等を消防本部で実施をしてはいないということでございます。

以上です。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） この名簿を一見しても杜撰であると見ます。かつては死亡した代表者も含まれているという指摘もあった経過のまま載っているというようなことで、やはりこういった競争対象業者の募集にあたっては、精査をするということも今後の中では必要かと思えます。ぜひ、その点をどう検証しているのか改めて説明ください。

また、説明資料に「CD－I型」とか、ポンプ性能A－2級以上のものという表記がありますけども、これについても分かりやすく説明をいただきたいと思います。

3点目ですが、大町の事例では、令和4年、5年、6年度、物品その他業務入札参加者名簿では、代表者の氏名表記はなくて、名称、住所のみの名簿が作られております。こういったものを参考にしながら、名簿については粗雑な名簿作成ではなく、きちんとしたものを作成するよう今後の中では検証していただきたいと思いますが、その点については、どのようなお考えなのか改めて説明ください。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、先ほどの説明した内容と重複しますが、自動車販売業者以外の水槽付消防ポンプ自動車の納入可否でありますとか、その要否、防災用品販売業者が消防車両の納品が可能かどうかということでございます。これ艤装業者等の代理店につきまして、個別に販売業者が艤装業者と代理店契約を結ぶ状況でもあります。それが以前から結んでいるものがあるのか、新たに参入した業者であるのかということの確認を、ここに聞き取りするということは消防本部では避けております。それは指名業者の選定の際に、この業者と連絡を取らないということで、関係市町村から、消防車両というものに対して入札参加願を提出いただいているものを全て指名するという方式を採らせていただいているところでございます。

次に、専門的な用語の部分についてでございます。詳細な数値のご説明は省略いたしますが、まず「CD－I」は、車両の形態を示しております。Cはキャブオーバー型、Dは座席がダブルキャブ、Iはホイールベースの長さにより区別をされております。

また、ポンプ性能のAの2級でございます。こちらにつきましては、性能規格を表しております。AからDの4級の中にそれぞれ2つから3つの段階で区分があります。Aの2級は上から2番目の放水性能ということになっております。

最後に、指名競争入札に係る名簿についてのご質問でございます。これにつきましては、関係市町村から提供いただいたデータを基に作成しております。指名業者選定の事務の中で、その内容について消防本部が個々に確認を行い修正することはしておりません。

ただし、入札参加者名簿等の表記につきましては、今後、市の表記に準ずるなど、適正な契約事務の執行に努めてまいります。以上です。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「財産の取得について」を議題として提案理由の説明を求めます。

○議長（傳刀健君） 消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） ただいま議案となりました議案第15号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに北アルプス広域連合の事務所の所在する市町村の例によるものとする条例及び大町市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産取得の場合、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものであります。お配りしてあります議案説明資料もあわせてご覧ください。

現在、北アルプス広域消防本部に設置されている消防救急デジタル無線回線制御装置は、平成24年度に整備したものであり、12年を経過したことから更新をするものであります。取得物件は、無線回線制御装置1台及び遠隔制御装置2台であります。回線制御装置は、通信指令室から複数の基地局無線装置を制御し、消防車、救急車などの移動局と通信指令室間で最適な無線交信を行うための中核設備であります。

契約方法は随意契約とし、契約額4,224万円で、株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部と4月24日付で仮契約に至っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（傳刀健君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑ありませんか。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 初めに2点質問します。

1点目ですが、なぜ随意契約だったのか、その理由を具体的に説明ください。

2点目ですが、予定価格の設定は、どこでどのように行ったのか説明ください。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） まず1点目、なぜ随意契約かの問いについてお答えいたします。デジタル無線は基地局無線装置とそれを制御する無線回線制御装置及び、遠隔制御装置から構成される一体的なシステムでございます。本件財産の取得は、当該システムの中核設備に関する部分的な更新であり、既設のメーカー以外の機器では接続ができず、システムとしての運用が困難であることから、随意契約による調達としたものでございます。

2点目の予定価格の設定についてのご質問にお答えいたします。既存メーカーからの見積もりを徴取するとともに、消防救急デジタル無線の設計業務の実績を有するコンサルタントから、他の主要メーカーの機器単価や価格動向について徴取を行いました。

更に、最新の更新実績のある県内消防本部の機器単価を参考とし、担当課である通信指令室において精査の上、予定価格調書を作成しております。

以上です。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 随契の理由もあったようですが、随契によって有利な価格が見込めるというようなケースもあります。今回の場合にはそれが見込めたのかどうか、一体的なシステムの中核であるので、そういった配慮は全くできない状況であったのかどうか説明ください。

こういうような一体のシステムの一部ということで、難しい面もありますけれども、全体のシステムそのものをプロポーザル方式等で検討して、こういったケースでもある程度の競

争原理を見込めるようなシステムというのは、事前に検討ができなかったのかどうか、その点について説明ください。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） ただいまのご質問についてお答えいたします。先ほどの答弁と重複する部分もございますが、施設、設備の中核をなす各無線機を制御する回線制御装置でございますので、他のメーカーのものでは制御ができないということでもありますことから随意契約とさせていただいたものです。随意契約の際の価格につきまして、メーカーの思惑が強く働くのではないかと懸念もございますことから、消防救急デジタル無線の設計業務の実績を有するコンサルタントから、今回は工事ではなく物品購入で契約をしているわけですが、そういったところから主要メーカーの機器、違うメーカーの機器についての単価でありますとか、価格の動向について徴取を行うとともに、他の消防本部の更新実績の中で、今回私どもが更新をする機器の単価はどのようになっているのかということで、内訳の開示を求めるなどして、今回の私どもの随意契約の金額が適正であるかどうかについて、検討を重ね予定価格の方を設定してございます。

また、最後のプロポーザル等で一体的な更新ということもございますが、各無線機を制御する今回は回線制御装置、遠隔制御装置ということで、中核をなす設備については、事業計画に基づいて更新をしたものでございますが、個々の無線機につきましては、無線機の修繕等で対応する。また、鷹狩山でありますとか、小谷村の立山でありますような主要な基地局については、今後計画的に順次更新をしていくものでございます。

以上です。

○議長（傳刀健君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 説明聞いていると、やむを得ないことも一定はあるとは思いますが、最終的にこれ落札率が77.79パーセントです。通常の判例等で見ますと、こういう100に近いような落札率というのは非常に問題ありというのが多くの指摘です。

やはりこういう結果から見ても、もう一遍、慎重に検証する必要があるかと思います。

そういう点、改めて、説明をいただきたいと思います。

○議長（傳刀健君） 消防長。

○消防長（宮坂明史君） ただいまの落札率の懸念についてのご質問にお答えいたします。

今回落札率が非常に高い率での落札、入札、見積もり徴取ということになってございますが、今回の予算の設定でありますとか、予定価格の調書を作成の時点、なるべく細かく精査をしたつもりでございます。入札等を行って更新を行っている消防本部でありますとか、ここに無線機の導入等をしている消防本部につきましては、中には予定価格を超えるような状況になっているところもございますが、現在の資材の高騰でありますとか、半導体については供給が落ち着いてはおりますが、制御する装置については、ほぼコンピューター関連の部品で構成されているものでございます。そういったものを、物価の上昇でありますとか、あとは、物品調達でありますとか、設置に係る人件費でありますとか、そういったものの高騰している部分がありまして、今回はそのあたりで高い率の見積もり徴取の金額になってしまったのではないかと推察いたします。

以上です。

○議長（傳刀健君） 他にありませんか。

お諮りいたしますこの辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。
よって質疑を終結いたします。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより採決を行います。
議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よって議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第8 一般質問

○議長(傳刀健君) 次に、日程第8「一般質問」を行います。質問通告者は3名であります。
よって3名の質問を行いたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

ではこれより質問に入ります。質問順位第1位、18番、柴田友造議員の質問を許します。

柴田友造議員。

[18番(柴田友造君)登壇]

○18番(柴田友造君) それでは、18番、柴田友造が一般質問をさせていただきます。

今回大きく分けまして、救急業務、消防職員の確保、介護保健計画の3つの項目であります。
初めに、救急業務についてお願いをしたいと思います。

訪日観光客の増加や高齢化により、出動回数が増えてきているというふうに思います。

そこで、出動件数及び推移についての質問です。救急車配置別の出動件数と、その傾向、また出動に占める訪日観光客や高齢者の割合については、どのような状況なのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長(傳刀健君) 質問が終わりました。

柴田友造議員の持ち時間は残り38分といたします。

柴田友造議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

[消防長(宮坂明史君)登壇]

○消防長(宮坂明史君) 救急車の各署の配置別の出動件数とその推移及び出動に占める高齢者と、訪日観光客の割合について、順次お答えいたします。

各消防署の令和6年中の救急出動件数は、大町消防署は1,840件、北部消防署は1,052件、南部消防署は884件でした。これを5年前の、令和2年と比較しますと、大町署は465件で、約34パーセントの増加、北部署は284件で約37パーセントの増加、南部署は136件で、約18パーセントの増加と、全ての消防署で増加しており、救急車1台当たりの増加率は、約18パーセント前後となっており、各署間での差はありません。

次に、高齢者と訪日観光客の割合につきましては、令和6年中の出動統計によりますと、大町署で搬送した、満65歳以上の高齢者の割合は、全搬送者の約78パーセント、北部署では約50パーセント、南部署については、約76パーセントとなっております。

また、訪日観光客の割合は、大町署が17人搬送し、率にして約0.9パーセント、北部署は102人を搬送し、9.7パーセント、南部署は1人もなく、管内全体では、5年前の

令和2年の搬送人員人数と比較して、65人から119人に増加し、約1.8倍に増えております。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 今の状況は分かりました。続いて、2番目の観光客増加に伴う搬送時間の影響についてに移りたいと思います。

訪日観光客の増加は、出動件数や通報後に現地に行くまでの時間と病院までの搬送時間に影響を及ぼしているのではないかと思いますけれど、それについて答弁をお願いします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） 出動件数や訪日観光客の搬送傾向は、通報から現場到着までと、病院までの搬送時間に影響しているかとお尋ねにお答えいたします。

昨年中と5年前の令和2年を比較すると、出動件数は全体で792件増加しており、通報覚知から現場到着までの時間は、各消防署ともに約1分延伸しております。また、通報から病院に患者を収容するまで時間は、大町署で約6分、北部署は約3分、南部署では約4分それぞれ延伸しております。

更に、現場での応急処置などの、活動時間を比較しますと、大町署は約18分、北部署は約16分、南部署は約17分と、各消防署ともに現場での滞在時間が延伸しております。また、訪日観光客が1割ほど多い、北部署についても、ほぼ同程度の時間延伸でありますことから、訪日観光客については、適切に対応されており、言語などを要因とする大きな影響は出ていないものと考えております。

一方、より詳細な分析が必要ではありますが、年々増加する搬送者の中でも、80歳代以上の高齢者の割合が増えていることにより、応急処置や救急車内への搬入に時間を要し、結果として、病院への収容時間の延伸に繋がっているものと推測されます。

以上です。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 再質問をお願いしたいと思います。

出動件数と、搬送時間の結果、傾向も踏まえますと、救急車が出動してからの間に、新たな要請があった場合のことが、大変危惧され得ると思います。

今後、出動の見通しとか、回数が増え続けてきた場合の対策はどう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（横川和彦君） 出動状況の今後の見通しと、増加した場合の対応策についてお答えいたします。

3月に総務省消防庁から発出された、「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」によりますと、年齢階層別の過去10年の救急搬送率は、全国的に85歳以上の高齢者の搬送率が大きく上昇しており、この傾向は先ほど答弁いたしましたとおり、当消防本部におきましても、同様の傾向が見られます。また、国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口によりますと、当圏域の推計人口は減少することが予測されておりますものの、高齢者人口は、微減と見込まれ、高齢化率は今後も横ばいからやや上昇と予測されております。こうしたことから、今後も高齢者の搬送が減少するとは考えにくく、また、訪日観光客の需要に

対する施設も増えておりますことから、救急件数が減少することはないものと推測しております。

今後、救急件数が増加した場合の対応策につきましては、まず、不要不急の救急出動の抑制を図るため、県が令和５年に開設した、電話相談窓口＃７１１９の利用促進に努めることが必要と考えます。更にこれまでの統計により、救急出動の５割以上は、８時から１６時までの昼間の８時間に発生しておりますことから、全時間帯において救急隊を増隊するのではなく、日勤時間帯の救急隊を増隊する方が、追加で必要となる救急隊員の増員を抑えることができ、効率的と考えられますことから、既に一部の消防本部で導入がされている日勤救急隊の導入について、検討を行うなど、救急業務の安定的かつ持続的な提供に努めてまいります。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○１８番（柴田友造君） 再質問でありますけれど、北部地域、特に私の住んでいるあたりから、病院までの搬送時間にはかなりの時間がかかるのが現状です。そこで、救急車に人工呼吸器や自動心肺蘇生器など、最新の機器は装備されているのかどうかを聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（横川和彦君） 人工呼吸器や自動心肺蘇生器などの、最新機器は装備されているかとのお尋ねにお答えいたします。

救急車に積載する機器や資機材につきましては、消防業務について必要な事項を定める、総務省消防庁長官通知の「救急業務実施基準」で定められております。この基準では、応急処置及び通信等に必要な資機材のほか、地域の実情に応じ備えるよう努めることとされている資機材が、定められており、当消防本部の全救急車につきましても、この基準に基づき、人工呼吸器などの必要とされる資機材は備えております。

なお、地域の実情に応じて備えるよう努めることとされている資機材のうち、自動式心マッサージ器など一部の資機材につきましては、救急救命士が行う処置の拡大に伴い、これらの資機材を活用することにより、早期の救命処置が可能となり、救命率の向上が図られますことから、順次、計画的に整備を図っているところであります。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○１８番（柴田友造君） 再質問の方はこれで終わりたいと思いますが次の項目であります。消防職員の確保についてに移りたいと思います。

まず、先ほど言われるように出動件数の増加や山岳救助の対応など仕事量が増えてきていると思います。当然、職員の負担も増してきていると思います。そこで、今の人員で足りているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（傳刀健君） 消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） 仕事量が増える中、人員は足りているかのご質問にお答えいたします。

総務省消防庁が示しております「消防力の整備指針」に基づきますと、基準数に対する当消防本部の職員充足率は６４．４パーセントで、地理的な環境や出場状況に違いがあるため、単純な比較は難しいものの、県内消防本部の平均充足率の６２．５パーセントを若干上回っており、現時点では出場体制は維持できております。今後、更に適切な出場体制を維持

するために、限られた人員の中でも、安全かつ円滑な活動ができますよう、教育訓練の充実や隊員個々の技術力向上に努めております。

一方で、育児休業の取得や、定年の引き上げに伴う高齢期職員の、現場業務への対応や配置などの課題にも取り組む必要があり、そのため、職員の特性に応じた、適材適所の配置に努めるほか、長期的な視点から、計画的な職員採用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） この件についての再質問はありません。次の募集状況についてに移りたいと思います。

職員の募集に対する現在の応募の状況や応募者を確保するための何か工夫している点、取り組みがありましたら伺いをいたします。

○議長（傳刀健君） 消防総務課長。

〔消防本部総務課長（横川和彦君）登壇〕

○消防本部総務課長（横川和彦君） 消防職員募集の状況と、応募者を確保するための取り組みにつきまして、ご質問にお答えいたします。

職員募集の状況につきましては、近年の競争率は、5年前の9倍台から昨年の2倍台へと年々低下しております。

応募者を確保するための取り組みとして、年2回の公務員合同就職説明会や、前年度から新たに自衛隊や警察など、他の行政機関とともに、高等学校を訪問し、職業相談会に参加しておりますほか、SNSを活用した広報活動を実施しております。

更に、昨年度からは消防職員等の経験者の随時募集を開始し、都市部からの移住希望者2名から応募があり、1名の採用に至っております。

貴重な専門的知識と実務経験を持つ人材を確保することにより、即戦力として地域を支える人材の採用は、大きなメリットがありますことから、引き続き本年度も実施し、強い責任感と使命感を持ち職務に取り組む人材を、積極的に採用し、組織力の向上を目指してまいります。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） それでは次の項目に行きたいと思います。介護保険の関係であります。

第9期介護保険事業計画も2年を迎えました。全国的にも人口減少や専門職の不足があり、今後の介護保険事業の継続に対する心配の声が地域でも、また新聞やテレビの報道を通じて度々聞こえてきております。

私の住む北部地域におきましては、以前、医療法人が介護療養型医療施設を運営し、同一法人による老人保健施設や認知症グループホームと併せて、地域にとっては「もしものとき」の心の拠り所になっていました。ところが、介護療養型医療施設は専門職の退職などにより現在は廃止となっております。

私事で大変恐縮なのですが、つい先日、実母を自宅で看取りましたが、要介護状態にあり、医療的なケアも必要な状況でありました。自宅介護にせよ、施設での介護にせよ、安心して生活できる、お願いできる場所、体制をどう確保するのがいかに難しいか身をもって痛感していたところであります。

そこで、第9期計画における、サービス基盤の整備が計画されている認知症グループホーム、介護医療院についての応募状況や、事業者が決まっている特別養護老人ホームの進捗状況について、お聞きしたいと思います。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） 介護サービス基盤整備に係る公募及び、施設整備の状況についてのお尋ねに、お答えいたします。

昨年11月及び本年2月の定例会全員協議会におきまして、第9期介護保険事業計画に基づく、令和6年度の介護サービス基盤整備に関する、公募の実施状況及び選定結果について、ご報告申し上げたところであります。

特別養護老人ホームにつきましては、既に事業所が決定しており、短期入所から契約入所へのベッド転66床については令和7年度に、増床の5床については翌8年度に、それぞれ整備される予定となっております。

現在、応募がなく公募を継続しておりますのは、いずれも新設の認知対認知症対応型共同生活介護の定員9人及び、介護医療院の定員19人以下の2件の整備であります。

認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームは、認知症のある要介護者が、少人数で共同生活を送ることにより、家庭的な雰囲気の中で、地域住民との交流を図りながら、職員による入浴、排せつ、食事等の日常的な介護及び機能訓練を通じて、可能な限り自立した生活を営むことを目的とした住まいであり、整備のない町村での要望等を踏まえ、整備計画に登載しているところでございます。

昨年度の公募状況につきましては、1法人より相談があり、応募意欲も示しておりましたが、当該法人の計画時点に比べ、建設に係る資材単価が高騰したことや、介護人材確保の困難に加え、利用者負担への価格転嫁の限界等が支障となり、結果として、応募には至りませんでした。

また、介護医療院は、介護老人保健施設と同様に、医師が施設長を務める施設であり、長期にわたる療養を必要とする方々を対象として、看取り含めた長期的な生活の場として、医療体制を強化し、医療上の措置や臨床検査、調剤などを行う診療室や処置室を備えた施設であります。医療ケアが必要な状態で退院される要介護者もいる中で、近隣にない施設でありますことから、一定の利用ニーズが見込めますものの、人員や設備基準により、開設が可能な法人は、ある程度限定され则认为ますことから、施設整備は厳しい状況が予測されます。

本年度におきましては、これら2種類の公募を、6月から9月にかけて実施することとしておりますが、これまでの低調な応募状況を踏まえ、本年2月定例会の全員協議会でいただいたご意見や、関係市町村との協議に基づき、公募そのものを広く周知することとし、本年6月の公募開始に先立ち、県内で介護サービス事業を運営する社会福祉法人等、101法人に対し、公募案内を郵送いたしました。圏域の内外を問わず幅広く、意欲ある法人からの応募に期待しているところであり、意欲を示す法人等があった場合には、速やかにヒアリング等を行い、地域に必要な整備につながるよう努めてまいります。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） それは次の質問に移らせていただきます。

入浴サービスの対策であります。この質問につきましては、先ほど私事で話をした母のことを申し上げましたけれども、自宅介護をするに当たり、北部地域については入浴サービスを過去において受けましたが、今は入浴サービスができない、受けられないことが分かり、今回の質問に至ったわけであります。改めて地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らす、暮らせるように病院や施設だけに頼らなくとも自宅のある地域の中で生活を支え、地域を巻き込んだケアの体制であると理解をしております。年を取るほど長く住みなれた環境の中で、文字どおりホームで安心して暮らし続けたいと願うものであります。

しかし、管内で専門職の人材不足や経営の悪化などの理由から、在宅介護を担うサービスの一つである訪問入浴介護事業を担う1業者が休止している状況であります。

訪問入浴介護は、ただ身体を清潔に保つだけではなく、利用者の方にとっては貴重な社会への接点であります。心身の安定にもつながりますし、大切なサービスの一つであります。

圏域内で訪問入浴介護を担う事業者は、他にもあると承知しておりますが、サービス量の減少が否めず、利用者の選択肢が少なくなっていると危惧しています。

第9期の計画では、地域包括システムの深化推進が基本目標として掲げられ、利用者本位の視点を大切にした施策の推進がうたわれています。

しかし、今後、更に人口減少が進む中で、介護を必要とする側も支える側も共に減少していく現状を避けて通ることができません。このような中、限られた人材と資源をどう活かし、持続可能な支援を提供し続けることができるのか、地域の未来に対する課題が投げられているのではないかと思っているところであります。

訪問入浴介護事業の休止や人材不足等の状況を受けて、今後減少する入浴サービスに対し、どのような対策、施策が考えられるのかお伺いをいたします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） 訪問入浴事業所が休止したことにより、減少する入浴サービスに対し、どのような施策が考えられるか、とのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、訪問入浴介護は身体の生活保持にとどまらず、外出が叶わない利用者にとって、社会との貴重な接点の機会ともなり、非常に大切な介護サービスの1つである、と考えております。

今回休止となりました、訪問入浴事業所は、専門職の人材確保や人件費、移動にかかる経費と、利用する利用者数からの収入では、収支の均衡が困難との課題を抱えながらも、社会福祉法人の責務として事業を継続しておりましたが、経年の赤字運営に加え、介護職員の人材確保が困難な状況となり、今回、休止の決断に至ったとお聞きをしております。

事業所吸収に伴い減少する、訪問入浴サービスに対する施策につきましては、まず、訪問入浴介護事業は、入浴車両の維持管理や、移動経費、医療スタッフ1名と介護従事者2名の人員確保など、一定のコストが発生する事業であり、個々の地域におけるニーズや、サービス量のバランスをよく見定めることが必要であります。また、近隣の事業所に対して、サービスの提供エリアを拡大する等の検討を要請する必要があると考えております。

また、事業の安定的な運営には、一定の利用者数の確保が必要であり、障がい者サービスなどと併せ、分野を超えた柔軟な事業運営の形態が可能か、協議していくことも重要と考えております。

なお、先日開催された地域ケア会議において、現在、管内唯一の訪問入浴介護事業所からは、このサービスに対する思いと、この地域での事業継続に対する心情が述べられましたほか、ケアマネージャーや地域包括支援センターからも、その他の介護サービスの活用や、地域資源を活用した代替え案などの提案もあったとお聞きをしております。そうした地域包括ケアを支える関係の皆様と、より一層連携し、地域での支援を盛り上げていくことが必要と考えております。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 再質問をお願いします。

介護が必要な方々が、これから安心して暮らせるよう限られた人材や資源の中で、持続可能なサービスの提供を実現するために、どのように1年間考えるのか、最後にお聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） 限られた人材や資源の中で、持続可能なサービス提供を実現するために、どのような施策が考えられるか、とのお尋ねにお答えいたします。

持続可能な介護サービスの提供体制を維持するためには、何よりも介護人材の確保及び定着支援が、喫緊の課題であると認識しております。

当圏域における高齢者人口は、令和3年度をピークに減少傾向に転じておりますが、一方で、支え手となる65歳未満の生産年齢人口は、それ以上の速度で、減少することが見込まれております。当地域の高齢化率は、今後も一層上昇する見通しであり、一定の介護サービスの需要の水準は、引き続き継続するものと考えております。

しかしながら、先ほどの質問にもありましたように、訪問入浴介護事業所の休止にも表れておりますとおり、介護人材の不足は既に、他の介護サービスにも大きく影響しており、慢性的な状況にあるのが実情であります。

第9期介護保険事業計画の策定に当たり実施しました、事業所調査におきましても、7割を超える事業所が「人材不足」と回答しており、どの事業所においても人材の確保に苦慮されていると聞いております。

広域連合におきましては、地域包括ケアの推進の観点から、生活支援サービス従事者等養成研修を通じた、地域の支え合い活動の担い手育成に努めているところであります。こうした地域住民による担い手の育成や、フレイル予防への理解を深め、介護が必要な状況となる手前で、自立した生活を維持していただくことが、限られた人的・物的資源の状況下において、非常に重要な視点であると考えております。

また、地域における介護人材の確保対策としましては、第9期計画の方向性を踏まえ、今後、県や他の先進自治体の取組みも参考として、関係市町村と連携・協議の上、具体的な施策について検討してまいります。

若年層や子育てを終えた世代、アクティブシニア層のほか、Iターンの方々などを対象に、事業所情報の周知や介護職の魅力発信、また将来を担う地域の学生に対する出前講座の開催などにより、介護に関わる仕事に対する理解を深めていただき、進路選択の段階で、福祉・介護の分野への就業につながる流れを構築することも重要と考えております。

定着促進に向けましては、県が実施しております福祉・介護人材マッチング支援事業等の周知と連携を進めるとともに、介護労働安定センター等の専門機関による、職場環境や労働条件の改善をテーマとする講座の開催など、人材確保に苦慮する事業所の後押しとなるよう、スピード感を持った施策の取組みに努めてまいります。

○議長（傳刀健君） 柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 再質問はありません。今、介護福祉課長の言われた答弁をすごく期待をしております。その期待を持ちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（傳刀健君） 以上で柴田友造議員の質問は終了いたしました。

ここで、日程の途中でありますが、3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時25分

○議長（傳刀健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8の議事を継続します。

次に、質問順位第2番、山本みゆき議員の質問を許します。

山本みゆき議員。

〔2番（山本みゆき君）登壇〕

○2番（山本みゆき君）

皆様、こんにちは。大町市の山本みゆきでございます。

通告に従い、1. 再資源化を進める広域でのごみ処理についてお聞きいたします。

先月、4月1日から新たに大町市、白馬村、小谷村では、プラスチック製品の分別回収が始まりました。生活の中では、たくさんのプラスチック製品を使用していますが、必要がなくなったときには、どのように捨てればいいのか悩むことも多いものです。

そこで、プラスチック製品の資源物として出して良いものはどのようなものがあるのか、具体的にお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（傳刀健君） 質問が終わりました。

山本みゆき議員の持ち時間は残り38分といたします。

山本みゆき議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） 回収可能なプラスチック製品についてのお尋ねにお答えいたします。

回収可能なプラスチック製品についてのお尋ねに、お答えいたします。

当広域連合において、先月から開始しました、プラスチック製品の分別収集につきましては、原則として、100パーセントプラスチック素材で出来ている製品のみを、資源物としてお出しいただくことができます。大きさにつきましては、厚さが5ミリ以下のものを対象としており、自治会等の回収拠点では、長さ50センチ以下の物という制限を設けております。ただしエコパーク、大町リサイクルパーク及び白馬リサイクルセンターでの、回収につきましては50センチを超える長さの物であっても、回収が可能となっております。

具体的な回収品目につきましては、これまで、可燃ごみとして扱ってございました、衣装ケースや発泡スチロール製の箱のほか、クリアファイル、CDやDVD等の記録媒体と、そのケースなどが挙げられます。

なお、回収の際は、水洗い等により、固形物や油分などの汚れの無い状態で、排出をお願いしているところでございます。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき委員。

○2番（山本みゆき君） 100パーセントプラスチック製品が回収できるということですが、そうは言いましてもプラスチック製品には、金属と一体になったものとか、他の素材と一緒にしているもの、また、大きさも様々ですが、プラスチック製品で資源物として出せないものは何か、具体的にお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） プラスチック製品として、出せない物についてのお尋ねにお答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えいたしました、お出しできるものは、原則として、100パーセントプラスチック素材の製品となりますが、中には区別が付きにくい物、判断が難しい製品がございます。

具体的には、使い捨てライターや、リチウム電池が内蔵されているポータブル充電器、細かい金属部品が使用されている、ボールペンやビデオテープなどが挙げられます。

分別に当たりましては、金属部分を取り外していただける場合は、お出しいただけますが、取り外すことができない場合には、金属ごみ、又は小型家電として出していただくこととなります。

また、水洗いだけでは落ちない、土の付いた植木鉢や灯油のポリタンクなど、汚れや油分が残っているものにつきましては、リサイクル資源としてお出しいただくことはできません。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき委員。

○2番（山本みゆき君） プラスチック製品の分別回収は新しい取り組みであります、地域の皆様にご理解とご協力をいただくために、周知のあり方と目的をしっかりと伝えることが大切と考えます。

どのような目的を持って、プラスチック製品の分別回収を行うのでしょうか。また、プラスチック製品の分別回収の方法を皆さんに知っていただく。周知方法は、どのように行うのでしょうか、お聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） プラスチック製品の分別回収の目的と、周知方法についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、目的につきましては、プラスチック資源循環等の取組みを促進し、資源の有効活用を図ること、また、プラスチック製品は、現状では、可燃ごみの約12パーセントを占めており、これらをプラスチック製品として分別回収することで、可燃ごみの削減につながり、最終処分場の延命化にもつながるものであります。

次に、プラスチック製品の分別回収の、周知方法につきましては、広域連合と3市村の、ホームページに掲載しておりますほか、3市村の広報紙に併せチラシを全戸に配布し、周知に努めております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき委員。

○2番（山本みゆき君） プラスチック製品の分別回収が分かりにくいという地域の皆様の声がありますが、自治会等の回収場所に分かりやすく大きめのパネル等の設置はできないでしょうか。お聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 自治会等の回収拠点に、大きめのパネルを設置し、プラスチック製品の分別回収の案内をしてはどうか、とのお尋ねでございます。

自治会の拠点回収の際には、これまで、コンテナや回収かごの設置を、自治会の皆様のご協力を得ながら行っております。更に、大きめのパネル等を掲示する場合、自治会の皆様のご負担が、今以上に大きなものになることも考えられますことから、設置は難しいのではないかと考えております。

しかしながら、プラスチック製品の分別回収について、分かりにくいというお声に対しましては、丁寧に対応する必要がありますことから、自治会等の回収場所への周知案内につきましては、関係3市村と協議し、工夫して取り組んでまいります。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 大きいものを設置すると自治化等の負担になるのではないかということだったのですが、実際に現場にそういうものを設置して欲しいという声もありますので、ぜひ、皆様のご希望があれば、設置の方向も考えていただきたいと思います。

今までゴミ袋等に入らず、なかなか出しにくかったプラスチック製品だと思うのですが、分別をしっかり理解していただければ、ごみの出しやすさ、住民の方の生活利便性にもつながるのだと思います。

先ほど可燃物のごみの中の12パーセントプラスチック製品が占めているというお話でしたけれども、可燃ごみを減らすことにもつながりますので、しっかりとした周知をお願いしたいと思います。

また、ごみの分別が分からない時に自治体のホームページ等で確認する方も多いかと思いますが、現在プラスチック製品の分別回収については、ホームページで確認することができないように思います。関係の大町市、白馬村、小谷村ではホームページへの掲載予定はあるのでしょうか。

お聞きいたします。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） プラスチック製品の分別回収において、ホームページへの掲載予定についてのお尋ねに、お答えいたします。

議員のご指摘につきましては、3市村のホームページにおいて、ごみの種類別に50音順で出し方を記載した、「ごみ分別区分の手引き」のことで存じますが、現在掲載中の手引きには、現時点ではプラスチック製品に関する分別回収方法の掲載は、されていません。

ごみの種類は非常に多岐にわたっており、また、時代の変化とともに、新しい素材や製品が加わり、これらの手引きにつきましても、随時見直しや内容の更新を図る必要があります。このため、現在、3市村と広域連合において、新たな手引の作成に向けた作業を進めているところであります。

新しい手引きが完成次第、3市村及び広域連合のホームページに掲載いたします。また、これまでと同様の、冊子として戸別配布するとともに、施設等に設置して周知することとしております。以上でございます。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 分からないことはホームページで確認するというのが一般的になっていると思います。新たな手引きを更新される、準備されているということですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に令和6年から建設していた白馬のリサイクルプラザが先月の4月1日から業務を開始しております。リサイクル啓発施設ということですが、どのような目的で業務を行い、また、業務の内容は何でしょうか。具体的にお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） 白馬リサイクルプラザの、目的と業務内容のお尋ねにお答えいたします。

先月オープンしました白馬リサイクルプラザは、家庭ごみの減量化を更に推進するため、リデュース、リユース、リサイクルの、3R（スリーアール）に関する普及啓発や、展示、情報発信等を目的とした施設でございます。

業務内容につきましては、館内に常設しております「リユースひろば」は、ご家庭にある不要となった衣類や食器などで、まだ使えるものの使わなくなった物や、誰かに譲りたい物、また、子ども用品などのリユース品を募り、次に使う方が無料で、自由に持ち帰ることができる場所となっております。

また、施設には、環境活動の普及啓発などに利用いただける、研修室を設けております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 白馬リサイクルプラザでは、環境に関することを目的とした、会議や研修会などを行う、研修室を備えているほか、リユース品を展示し、希望者が無料で持ち帰ることができる施設ということです。

3月末発行の広報「北アルプス游交学」に掲載がありましたが、まだ使えるけれど、不要になったもの、リユース品とは、具体的にどのようなものか、お聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 具体的なリユース品についてのお尋ねに、お答えいたします。

リユース品として持ち込みができるものとしましては、衣類や、箱入りで未使用の贈答品、新品のシーツやタオル、電池を使わないおもちゃ、陶磁器の食器類のほか、絵本、未使用の文房具が挙げられます。

未使用でないものにつきましては、汚れや傷みの少ないものとしております。

なお、チャイルドシートやベビーカー、ヘルメットや刃物などにつきましては、安全確認ができないため、また、性能の確認や保証のできない電化製品のほか、衛生的に管理ができない医薬品、ぬいぐるみなどにつきましては、リユース品として持ち込んでいただくことができないこととしております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき委員。

○2番（山本みゆき君） 資源の無駄をなくし、また物価高騰の中、リユース品の活用は非常に有効と考えますが、一方でルールも必要と思います。特に無人の施設ということで、リユース品の持ち込みはどのように行うのか、また、持ち帰り等にルールを設けているのかお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） リユース品の持ち込みや、持ち帰りのルールについてのお尋ねに、お答えいたします。

リユース品を持ち込むに際し、対象となる方は、大町市、白馬村、小谷村の住民の方としており、白馬リサイクルセンターに持ち込んでいただきます。

持ち込んでいただく際には、お住まいや世代、持ち込んだ点数などを、「リユース品持ち込みカード」に記載していただくこととしております。

また、展示してありますリユース品につきましては、持ち帰る際に「来場者カード」にご記入いただくことで、どなたでも自由に持ち帰っていただくことができることとしております。

なお、営利目的や転売を目的とした方の持ち帰りはできないこととしております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 展示の場所ですけれども、それほど広くないかと思いますが、展示物がたくさんになってしまった場合、なかなか次にリユースされない場合は、どのようにされるのかお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） リユース品が次の方へ行かなかった場合についてのお尋ねにお答えします。

考え方としては、一旦持ち込まれたものについては、やはり廃棄処分ということになります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 白馬リサイクルプラザは、環境に関することを目的とした、会議や研修会をなど行う研修室を備えているということですが、研修室の利用人数や研修室には何が備えられているのか、環境に関することを目的とするとありますが、具体的にはどのようなことであればよいのか、また、利用者に制限はあるのか、予約や費用についてもお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 研修室の利用方法についてのお尋ねにお答えいたします。

研修室の利用人数は、概ね20人程度を想定しており、机や椅子のほか、ホワイトボードやプロジェクター、スクリーン等を備えております。

また、利用の目的は、環境活動の普及や啓発としており、具体的には、環境活動に関する学習会や研修会、フリーマーケットやバザー等に関する打ち合わせなどを、想定しております。

利用いただく際には、あらかじめ、白馬リサイクルセンターへの事前申請が必要となりますが、個人、団体を問わず、無料でご利用していただくことが可能となっております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 北アルプスエコパークでも研修室等の活用が課題となっておりますけれども、ぜひ、周知と活用を進めていただきたいと思います。

また、リユース品はインスタグラム等にも掲載されているということですので、ぜひ周知をお願いいたします。

次に北アルプスエコパークの稼働と今後の運用の展望をお聞きいたします。

白馬村には海外からの観光客が押し寄せておりますが、賑わうと同時に、ごみの増加が懸念されるところでございます。本日の広域連合長の挨拶にもありましたが、可燃ごみの搬入量が1日当たり32.1トン、1.1トン増加しているとお聞きいたしました。

北アルプスエコパークでのごみの受け入れ状況、現在の状況、今後の予想されるごみの増加についてお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長（栗林幸夫君）登壇〕

○事務局長（栗林幸夫君） エコパークでのごみ受入の現状と、今後のごみの増加について、お尋ねにお答えいたします。

エコパークでの可燃ごみの受入れ状況につきましては、現在、当地域の人口減少の影響を受け、生活系ごみは緩やかな減少傾向にありますが、一方で、事業系ごみは増加傾向を示しております。これはコロナ禍以降、インバウンドの回復に伴う経済活動が活発化していることが、一因と考えております。

事業系ごみの搬入量は、新型コロナが5類へ移行された令和5年度以降、毎年、前年度比で約5パーセントの伸びを示しております。今後につきましても、引き続き、インバウンド需要の好調が見込まれますことから、地域を訪れる観光客の増加に伴い、事業系ごみの増加傾向は継続するものと想定しております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 北アルプスエコパークの燃焼炉では可燃ごみに混入している金属ごみ等により、故障や火災の原因となっていると聞いております。どのように、混入防止の対策をしているのでしょうか。また、修理などの経費削減のために分別方法についての周知徹底はどのように行うのでしょうか、お聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 可燃ごみへの不燃ごみの混入防止対策と、分別方法の周知について、お尋ねにお答えいたします。

不燃ごみの混入防止対策としましては、3市村と広域連合の広報紙において、不適物を写真付きで紹介するなど、定期的に混入防止の記事を掲載し、啓発を図っております。

また、エコパークでは、生活系、事業系ごみを問わず、搬入されたごみの展開検査を、広域連合と3市村の職員立会のもと、月に一度実施しており、処理不適物の混入が見受けられた際には、随時指導を行い、注意喚起を図っております。

また、分別方法の周知徹底につきましては、エコパーク及び、大町リサイクルパーク、白馬リサイクルセンターに、リサイクル指導員を配置し、住民の皆様が分別方法の判断に迷うような際には、その都度丁寧に説明しておりますほか、3市村で作成しております、ごみの種類別に、50音順で分別方法を分かり易く紹介している、「ごみの分別区分の手引き」などを参考にしていただくよう周知に努めております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき委員。

○2番（山本みゆき君） 近年増加しているリチウムイオン電池ですが、分別されずに捨てられた場合、ごみ収集車やごみ焼却施設での発火事故につながります。

リチウムイオン電池を含む製品のごみの出し方と、事故防止のための周知徹底をどのように行うのでしょうか、お聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） リチウムイオン電池の出し方と、事故防止についてのお尋ねにお答えいたします。

近年、リチウムイオン電池を使用した製品の普及が進んでおり、議員ご指摘のように、不適切な分別により、ごみ収集車や焼却施設の火災事故につながる恐れがあり、また、実際に

火災が発生するケースも多発しており事故防止の周知徹底は重要であると認識しております。

リチウムイオン電池につきましては、当広域連合の3施設におきましては、乾電池と同様に分別して出すことができますほか、電池の取り外しが困難な製品については、小型家電として出すことが可能となっております。

先ほどの不燃ごみの混入防止対策でも、ご答弁いただきましたが、3市村と広域連合の広報紙において、引き続き啓発記事を掲載し注意喚起を図ってまいります。また、内容の見直しを進めております「ごみ分別区分の手引き」におきましても、住民の皆様に分かりやすい内容となるよう工夫し、周知に努めてまいります。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） リチウムイオン電池は、乾電池として出せるっていうことと、もっと大きなものは小型家電として出せるということですので、皆さんもしっかりと守っていただければと思います。

北アルプスエコパークで焼却されたゴミですね、焼却灰として最終処分場である大町市グリーンパークに埋め立てられるわけですが、第3期の埋立地の工事が計画されております。将来的にこの埋立地がいっぱいになると、他に埋立地を検討するか、また、他の方法で処分を考える必要があります。

できるだけ長く大町市グリーンパークを利用していくために必要なことは何でしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） グリーンパークを長く利用するために必要なことは何か、とのお尋ねにお答えいたします。

まず、ごみ処理の最終処分場の埋立可能な容量には限りがありますことから、まず、埋立量の削減を図ることが最も重要であると認識しております。

具体的には、ごみの発生と排出の抑制が重要であり、これを実現するために、近年注目されております4R（フォーアール）の考え方、これはリデュース・ごみの発生を減らす、リユース・繰り返し使用する、リサイクル・資源として再利用するに加え、リフューズ・不要なものを受取らないに積極的に取り組み、焼却量を減らすことが必要であります。

併せて、食品ロスの削減や、紙類、プラスチック類を資源物として分別し、再資源化を促進することが、可燃ごみの減量化に、大きくつながるものと考えております。

こうした取組みを進める上では、関係住民の皆様のご理解ご協力が不可欠であり、一層の周知と啓発が重要でありますので、3市村とともに密接に連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき委員。

○2番（山本みゆき君） 答弁にありましたように、北アルプスエコパークも焼却灰を処理できる量に限界があります。

また、最終処分所となる大町グリーンパークも、限りがあります。

この度、一般廃棄物ごみ処理基本計画が見直されましたが、新たに変更があったのはどこでしょうか。重点を置いて取り組むのはどのようなことでしょうかお聞かせください。

○議長（傳刀健君） 事務局長。

○事務局長（栗林幸夫君） ごみ処理基本計画の変更点と、重点的に取り組むことは何か、とのお尋ねにお答えいたします。

ごみ処理基本計画につきましては、平成30年に策定した当初計画から、5年が経過しましたことから、昨年度に見直しを行ったところでございます。

今回の見直しでは、ペットボトルの水平リサイクルや、本年度スタートしましたプラスチック製品の分別収集などの、プラスチック資源の再資源化を、一層推進することや、ごみの減量化及び資源化の取組みを強化することにより、環境負荷の低減と循環型社会の形成を目指すこととしております。

なお、詳細につきましては、本会議終了後の議会全員協議会におきまして、ご説明申し上げますこととしております。

次に、重点的に取り組むべき施策につきましては、当初計画策定時以降に新たに整備した、白馬リサイクルプラザを位置付け、これを活用した3R(スリーアール)(リデュース・リユース・リサイクル)の推進のほか、食品ロスの削減と観光をはじめ事業系のごみ対策、金属類や危険物などの処理不適物の混入防止対策、更には災害時等における、ごみ処理体制の整備などへの取組み強化を掲げております。

以上でございます。

○議長(傳刀健君) 山本みゆき議員。

○2番(山本みゆき君) 新しい取組みであるプラスチック製品の回収、また、白馬リサイクルプラザでのリサイクルの啓発を進めていただき、焼却ごみの減少に努めていただきたいと思います。

次に市民の皆さん、地域の皆さんの関心のあるごみ袋の価格。あと、ごみ袋の素材についてお聞きいたします。

物価高騰が続く中ですが、地域の皆さんからごみ袋の価格が買う店によって違うようだとお聞きしました。ごみ袋の価格はどのように決めているのでしょうか。お聞きいたします。

また、可燃ごみの袋が破れやすく、困るといった声や集積場所で破れたゴミ袋から、ごみが散乱したり、生ごみの水分等が漏れて集積所の掃除が大変で困っているという声をお聞きます。金属ごみ用のゴミ袋は厚みがありますが、可燃ごみの袋も厚くすることはできるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長(傳刀健君) 答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長(栗林幸夫君)登壇〕

○事務局長(栗林幸夫君) ごみ袋の価格と素材についてのお尋ねにお答えいたします。

ごみ袋の販売価格につきましては、条例に定める、ごみ処理手数料に相当する証紙代金と、ごみ袋自体の商品代金が含まれております。

このうち、商品代金につきましては、広域連合において販売価格を定めることはできず、小売店がそれぞれ独自に設定し、販売しております。そのため、住民の皆様がお買い求めになる際の販売価格は、店舗ごとに異なるものとなっております。

次に、可燃ごみの袋が破れやすいとのご意見につきましては、当広域連合で採用しておりますごみ袋の材質は、低密度ポリエチレン製であり、柔軟性に優れるという特徴があります。

また、ごみ袋は厚さ0.03ミリと定めており、これは近隣自治体で採用しているごみ袋と同等、あるいはそれ以上の厚さとなっております。

更に、収集した可燃ごみは、焼却炉において安定的に燃焼させるため、ごみピット内において、クレーンによる攪拌作業を行っておりますが、その際にごみ袋がある程度破れる必要

があります。このため、ごみ袋が必要以上に丈夫である場合には、攪拌や焼却に支障をきたすおそれがありますほか、袋を厚くした場合は、材料費が上昇することとなり、結果として販売価格の引き上げにつながりますため、住民の皆様のご負担が増すことも想定されます。こうしたことから、現在採用している厚さの袋を、引き続き使用することが適当であると考えております。

○議長（傳刀健君） 山本みゆき議員。

○2番（山本みゆき君） 最後にごみや廃棄物は生活者や業者からどうしても出てしまうものですが、環境への負担をできるだけ抑え、循環型の社会を実現していくためには、ごみの発生を抑え、できるだけ資源化していく必要があります。

地域では観光客が増え、観光客のマナーや外国籍の方が住まわれることも増えており、取組むべき課題はたくさんありますが、住民、事業者、行政が協議をして、ごみの再資源化を進められるよう、周知徹底と意識の高揚に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（傳刀健君） 以上で山本みゆき議員の質問は終了といたします。

次に、質問順位第3、12番平林泉議員の質問を許します。

平林泉議員。

○12番（平林泉君） 12番、松川村議会の平林泉です。北アルプス広域で大地震が発生した場合の対応についてお聞きします。

今年4月18日の午後8時19分頃、長野県北部を震源地とする地震が発生し、大町市で震度5弱、池田町と松川村では震度4を観測しました。震源の深さは10キロメートル、マグニチュード5.0と発表されています。松川村に住んでいて震度4を経験したことなく、大地震の恐怖を実感しました。

長野県には糸魚川－静岡構造線断層帯があり、過去に遡ると1858年（安政5年）に信濃大町地震マグニチュード8.7、1918年（大正7年）に大町地震マグニチュード6.5の大地震が発生しています。

今回の地震による大きな被害はなかったものの今後の余震も心配な状況となっています。

昨年1月1日に発生した能登半島地震には同年4月末に、同僚議員と能登半島地域、特に輪島地区の周辺を視察してまいりました。あまりにも大きな被害を目の当たりにして、言葉を失いました。まるで映画のワンシーンを見ているような感覚でした。また、地震発生後の延焼火災を見て、地震の恐ろしさが倍増しました。

今後、糸魚川－静岡構造線断層帯において発生する地震確率を調べると、AI予想によると小谷－明科間でマグニチュード7.7となっています。

また、南海トラフでは約90年から150年の間隔で大地震が発生しているということで、次の発生は2030年から2040年頃と推定されています。政府地震調査委員会では、今後30年以内の発生確率は何と80パーセント程度と評価しています。

そこでお聞きします。北アルプス広域管内での大地震、マグニチュード7.7以上が発生した場合、広域連合消防本部としての主要な項目5つを簡単に説明してください。

○議長（傳刀健君） 質問が終わりました。

平林泉議員の持ち時間は残り36分といたします。

平林泉議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） 北アルプス広域内で大地震が発生した場合の対応について、お尋ねにお答えいたします。

当圏域で大地震が発生した場合、まず、消防本部、各消防署、通信指令室の被害状況を速やかに確認するとともに、指揮命令機能や出動体制が、的確に維持されているかを把握することが最優先となります。

2つ目としましては、当本部では、大北地域で震度5以上の地震が発生した場合、又は地震により被害が発生した際には、自主参集体制が発動されます。参集した職員や、各消防署の施設装備の被害状況を踏まえたうえで、速やかに出場体制を確立いたします。

3つ目といたしましては、発災直後に多数の119番通報が集中することが予想されるため、着信順に一律に対応するのではなく、火災や人命救助など優先度の高い事案から順に、選択的に対応してまいります。

4つ目といたしましては、こうした現場活動と並行して、道路の被災状況や避難所の開設状況など、県や市町村と連絡を密にして、管内の被害状況を把握するための情報収集を進めます。

最後に、県内外において震度6弱以上が観測された場合には、あらかじめ定められた計画に基づき、県消防相互応援隊や緊急消防援助隊が、迅速に出動する体制となっており、仮に当圏域内に甚大な被害が発生した際には、進出ルートや部隊の拠点となる場所の確保など、円滑な受援体制の確立を図ることに力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

平林泉議員。

○12番（平林泉君） 次の質問に入らせていただきます。

国道147号、148号はトンネルが多く、また、急勾配の地形が多いため道路通行止めが多数発生する可能性が高いと思います。このような事態になった場合の対応についてお伺いします。

○議長（傳刀健君） 消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） 国道147号及び148号が大地震で多くの箇所で行き止めになった際の対応について、ご質問にお答えいたします。

当圏域を南北に貫く国道147号及び148号は、圏域の南北を貫き、圏域内外の連絡を担う基幹道路として、重要な路線であります。特に、大町市以北の国道148号はトンネルや架橋が多く、急峻な地形の中を通過しておりますことから、大規模災害時には、各所において、通行止めとなる可能性が高いものと認識しております。

災害発生時に、道路上の土砂や瓦礫の処理を行い、救援ルートを開く啓開の作業は、道路管理者である国、県、市町村が行うこととなっており、国道147号等は、県の緊急道路ネットワーク計画や道路啓開計画において、広域的かつ重要な路線、又はその代替性を確保する路線として位置付けられ、発災後24時間から72時間以内の啓開を目標とする道路に指定されております。

通行止めとなった場合の救助、救急活動に当たりましては、各道路管理者との間で逐次、情報共有を図り、迂回路の活用等、状況に応じた的確かつ柔軟に対応いたします。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 平林泉議員。

○12番（平林泉君） 人命救助のヘリコプター要請、それから救援物資の手配、他地区からの応援、こういうものが非常に必要になると思いますけれど、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（傳刀健君） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（横川和彦君） 国道が通行止めになった場合の救助や負傷者搬送等について、ご質問にお答えいたします。

国道が通行止めとなり、陸路からのアクセスができない地点からの救助、救急要請があった場合や、病院までの陸路搬送が困難な場合には、通常の手順としましては、県の消防防災航空隊と連携した、消防防災ヘリコプターによる救助、救急活動を行います。

一方、国道が各地で寸断するほどの大地震では、当圏域のみならず、より広域にわたる救助要請が輻輳し、消防防災ヘリのみでは対応できない事態や、県外や複数機関のヘリが飛来し、総合的な運用調整が必要となるものと想定されます。緊急消防援助隊等による広域応援が必要となる、震度6強以上の災害では、県が消防応援活動調整本部を設置することになり、当本部管内で被害が生じた場合には、この調整本部に参画し、必要部隊の要請等を調整するとともに、要請地域一帯で離着陸できる場所の選定、確保や誘導などの地上での支援活動に努めることとなります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

平林泉議員。

○12番（平林泉君） 追加をお願いします。

特にそうなった場合、孤立してしまう地区や避難所等の安否確認、それから負傷者が出たときの救助というものが非常に大切ではないかと思います。

その点でヘリコプターを使うということになると思いますが、どのような方法で行うのかお聞きします。

○議長（傳刀健君） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（横川和彦君） 大地震に伴う国道の通行止めによる孤立した地区や、避難所等における安否確認及び、負傷者の救助について、ご質問にお答えいたします。

当圏域は、中山間地に集落が点在し、集落へのアクセスルートが限られ、土砂崩落等により途絶した場合、孤立地区となる地区が数多く想定されます。

一方で、安否確認等は、第一義的には市町村が担当する責務を遂行するものと考えられ、また、孤立地公立地区が発生した場合におきましても、負傷者などの要救助者が発生しない時点では、消防本部として即時対応することではなく、119番通報等により、要請があった被災箇所への対応に傾注することになります。

なお、県及び管内市町村と連携して情報収集する中で、要救助者の存在が把握された場合には、救出方法の検討などのため、ドローンによる状況確認を行うとともに、消防防災ヘリを活用した救助活動を進めるなど、消防機関として適切に対応してまいります。

○議長（傳刀健君） 平林泉議員。

○12番（平林泉君） 非常に人命を大事にさせていただいてですね、速やかな対応をお願いしたいと思います。それでは質問3に移させていただきます。

市町村消防団との連携と消防訓練の計画についてお聞きします。災害は想定外の問題が多数発生することが予想されます。

やはり、日頃から市町村の消防団と本部との連携が必要だと感じています。消防訓練の具体的な、計画、検討を切望します。

災害訓練には多くは皆さんからの参加いただき、様々体験、例えば「地震体験・風力・煙脱出のブースを設け、実体験をしていただくことが必要ではないかというふうに思いますが、その定着はいかがでしょうか。

○議長（傳刀健君） 消防長。

〔消防長（宮坂明史君）登壇〕

○消防長（宮坂明史君） 消防本部と市町村消防団等との連携について、お答えいたします。

大規模地震発生時には、想定を超える様々な事象が、同時多発的に発生することが予測されますことから、平時より市町村消防団との連携強化を図っておくことが、不可欠であると認識しております。

消防本部では、各市町村の消防団や、関係市町村との関係強化と情報共有を図るため、南部、中部、北部の各地区に消防連絡協議会を設置し、定期的な会議や意見交換の機会を設けております。また、圏域内の消防団相互の関係を強化するため、消防協会が設置されており、当本部も参画し毎年訓練等を実施しているところであります。

これに加え、各市町村が実施する地震や、火災予防等の防災訓練におきましては、職員を派遣し消防団と協働を図る中で、技術的な支援や訓練指導に努めております。

更に、要請を受けた自治会や自主防災会を対象とした訓練にも職員を派遣し、住民自らが、初期消火や避難行動を実践的に学ぶ機会を提供するほか、体験型の訓練として、煙体験や県が保有する地震体験車の巡回体験など、訓練機会の確保に力を尽しております。

今後も引き続き、管内市町村及び消防団等との連携体制を、一層強化するとともに、住民の皆さん自らが災害発生時に的確に行動できる地域づくりへの支援に、継続的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 平林泉議員。

○12番（平林泉君） 非常に大切な話お聞きでき、ありがとうございます。

実は松川村でも訓練があり、関東大震災を想定した地震体験を村内の小学校4年生全クラスがヘルメットを被って体験しました。

私もヘルメットを被って体験をしましたが、関東大震災の地震の時間の長さや印象は非常に今でも心に強く残っています。

いろいろな形の訓練があるかと思いますが、特に小学生は一度体験できる訓練があると良いのではない思いこの問題を提案させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは次の質問をさせていただきます。

避難所のトイレの問題への取組みの考え方をお聞きします。

環境衛生についてですが、能登半島地震の視察において一番苦労していたと感じたのは、トイレ不足と環境の悪さでございます。

水分を摂ったり、たくさん食べるとトイレが早くなってしまう、トイレを我慢して多くの方が体調を崩したとお聞きしています。国も環境を重点に支援の検討を行っている聞いています。

広域においてトレーラー型移動式トイレのリース契約、又は購入の検討はされますでしょうか。広域として協定書を交わしている地区もありますし、購入を計画しているところもあります。

これらのトレーラー型移動式トイレは、非常に便利で、何か催事があったり、いろんなイベントがあった時にも、移動できますので、非常に便利です。

そして、私も経験してきましたけれども、普通の家庭ですのと同じぐらい快適で、非常に衛生的で良かったです。

それとですね、循環型温泉というものを備えているところがありまして、これを貸したということがありました。

このようなことを現時点では考えているのか、今後、広域で検討していくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（傳刀健君） 総務課長。

○総務課長（井沢公一君） 避難所のトイレへの取組みの考え方は、とのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘の、能登半島地震における現地の状況、特にトイレを巡る環境や衛生面に関する課題につきましては、避難所の開設やその後の避難生活において、極めて重要な課題のひとつであると認識しております。

ご提案のトレーラー型移動式トイレにつきましては、移動性や設備面のほか、衛生面でも利点がある一方で、避難所の設置等につきましては、市町村が策定しております地域防災計画及び、県の市町村災害時相互応援連絡協定に基づき、地域の実情に応じ防災資機材や備蓄品の整備をはじめ、様々な対策が講じられるものと理解しております。従いまして、現時点で当広域連合においてトレーラー型移動式トイレの導入等につきましては、検討はしていませんが、今後、関係市町村が取り込まれる他自治体での導入や活用事例などの研究に対し、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（傳刀健君） 平林泉議員。

○12番（平林泉君） ぜひ前向きに検討して支援をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

南海トラフ地震が想定される中、今回の地震に対する感想と今後の方針をお聞きしたいと思います。

長野県内における南海トラフ地震の予想震度は12市町村の中で最大震度が6弱から、6強に引き上げられました。県内のライラインの最大の被害想定は、断水人口が約150万人、道路の破損被害が約1,300か所、被災1週間後の避難者数が42,000人、停電が約78万軒、下水道使用困難が150万人となっています。

4月1日の新聞報道によりますと、「防災力向上信州急務、細る地域、自治体に危機感があり、自助と共助、公助の構築が不可欠である。」というふうに大きく新聞に載っていました。今回の地震の感想と今後の方針を連合長にお伺いして、最後の質問にさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（傳刀健君） 答弁を求めます。

連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 今回の地震に対する感想と、今後の方針についてのお尋ねです。

冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、先月18日に発生しました、長野県北部を震源とする地震では、大町市八坂・美麻地区で震度5弱、旧大町市及び池田町、松川村で、それぞれ震度4を観測するなど、広範な地域に、直下型の強い揺れが襲いました。

幸い、この地震による人的被害の報告はなく、安堵しているところでありますが、道路脇の石積みの崩落や住宅の屋根瓦の落下、更には国の重要文化財にも損傷が確認されるなど、生活環境や文化遺産に、大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

被害に遭われた皆様に、改めて心よりお見舞い申し上げます。また、必要な復旧支援を、迅速かつ的確に進めますとともに、今後の余震の発生にも十分注意してまいります。

議員ご指摘のように、将来必ず起こり得るとされます、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、当地域では、今回の地震を上回る震度6以上の地震が発生すると想定されております。

住民に最も身近な基礎自治体として各市町村が、今回の地震を契機として、防災体制の必要な見直しをはじめ、地域住民の皆様への情報提供や防災訓練の強化など、地震に強い地域づくりに向けた取組みを、より一層強化することが重要と考えております。

また、広域連合におきましても、災害発生時に救命救急活動の遂行に率先して当たる、広域消防の機動力の充実強化を図るとともに、介護保険者として、管内介護施設等が災害時にも継続的な運営を確保できるよう、BCP、業務継続計画の充実等への支援に、力を尽し努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（傳刀健君） 再質問はありませんか。

平林泉議員。

○12番（平林泉君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

以上をもちまして私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で、平林泉議員の質問は終了いたしました。

以上をもちまして、本5月定例会に付議されました案件は全て終了しました。

ここで広域連合長の挨拶を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） 5月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、正副議長の選挙が行われ、新たに、傳刀健 議長、横澤はま副議長が就任されました。心からお祝い申し上げますとともに、正副議長におかれましては、圏域住民の負託に応え、広域連合議会運営の重責を担い、公平、公正かつ円滑な議事の運営に御尽力賜りますことを御祈念申し上げます。また、今後の議会運営の根幹となります、議会運営委員会及び常任委員会等の委員構成並びに、議会運営委員会、常任委員会、ごみ処理特別委員会の正副委員長を選任がなされたところでございます。

新たに就任されました正副委員長並びに、委員に就任されました議員各位に対しまして、改めてお祝い申し上げますとともに、今後の御活躍を心から御祈念申し上げます。

また、御提案申し上げました報告案件、人事案件及び事件案件につきましては、いずれも慎重に御審議いただき、原案どおり御承認、御議決を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

御審議いただきました過程や、一般質問での御意見、御提言につきましては、今後の広域行政の運営に十分活かしてまいります所存でございます。

さて、本定例会冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、本年度は令和11年度までの5年間の期間とする第6次広域計画のスタートの年に当たります。

計画につきましては、北アルプス圏域を取り巻く様々な課題がある中で、広域連合と関係5市町村が、ともに進むべき方向性を改めて整理することにより、住民福祉の更なる向上を目指し策定いたしました。

引き続き、広域的な課題に的確に対応し、地域住民のニーズに応じていくため、計画に定めました方針や施策に基づき、広域連合と5市町村が密接に連携し、北アルプス地域の一体的な発展を目指してまいります。

鮮やかな新緑が目に見える季節となり、間もなく市町村議会6月定例会を迎えるに当たり、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、広域行政の推進と圏域の発展のため、更には、住民福祉の向上のため、一層御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（傳刀健君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位の御協力に感謝申し上げます。

これにて、令和7年北アルプス広域連合議会5月定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年5月21日

議会議長 傳刀 健

署名議員2番 山本みゆき

署名議員3番 二條孝夫